

平成27年第6回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年9月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会委員の選任
第3		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
第4	議案第103号	飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
第5	議案第104号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例について
第6	議案第105号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第7	議案第106号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
第8	議案第107号	字区域の変更について(神岡町西 I 地区)
第9	議案第108号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第10	議案第109号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第11	議案第110号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第12	議案第111号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案第112号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第14	議案第113号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第15	議案第114号	平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第16	認定第1号	平成26年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第2号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第3号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第4号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第5号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第6号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第7号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第8号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第9号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第10号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第11号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第12号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第13号	平成26年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第14号	平成26年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第30	認定第15号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第31		一般質問

本日の会議に付した事件

- |     |         |   |
|-----|---------|---|
| 第1  |         | 会議録署名議員の指名                              |
| 第2  |         | 議会運営委員会委員の選任                            |
| 第3  |         | 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙                   |
| 第4  | 議案第103号 | 飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について               |
| 第5  | 議案第104号 | 飛騨市地域公共交通事業に関する条例について                   |
| 第6  | 議案第105号 | 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について                |
| 第7  | 議案第106号 | 飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について                  |
| 第8  | 議案第107号 | 字区域の変更について(神岡町西Ⅰ地区)                     |
| 第9  | 議案第108号 | 平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)                |
| 第10 | 議案第109号 | 平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)          |
| 第11 | 議案第110号 | 平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)            |
| 第12 | 議案第111号 | 平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)          |
| 第13 | 議案第112号 | 平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)         |
| 第14 | 議案第113号 | 平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)            |
| 第15 | 議案第114号 | 平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)              |
| 第16 | 認定第1号   | 平成26年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について              |
| 第17 | 認定第2号   | 平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 第18 | 認定第3号   | 平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第19 | 認定第4号   | 平成26年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 第20 | 認定第5号   | 平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 第21 | 認定第6号   | 平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第22 | 認定第7号   | 平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第23 | 認定第8号   | 平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第24 | 認定第9号   | 平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 第25 | 認定第10号  | 平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 第26 | 認定第11号  | 平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 第27 | 認定第12号  | 平成26年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 第28 | 認定第13号  | 平成26年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 第29 | 認定第14号  | 平成26年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 第30 | 認定第15号  | 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について          |
| 第31 |         | 一般質問                                    |

○出席議員(15名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口中	勝和	憲正
4番	菅内	村藤	和	員彦
5番	森谷	沼海	明良	郎次
6番	欠谷	下	真	員子
7番	天葛	口木	充幸	希男
8番	山池	谷下	寛博	徳文
9番	籠	田山	寛恵	文子
10番				美子
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	幸幸	一博
教育長	福野	田村	重孝	昭文
代表監査委員	小野	倉村	孝久	徳豊
会計管理者	石水	腰上		廣昌
総務部長	藤谷	井澤	雅義	子行
財政課長	谷柏	木木	敦雅	則光
教育委員会事務局長	青沢	木向	孝清	秋
企画商工観光部長	川	之上		
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	中垣	由香

平成27年第6回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	
1	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1.次期市長選への出馬意向	9月14日午前
2	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1.内発的発展の地方創生について 2.指定管理制度の適正な運営について 3.行政改革について	9月14日午前
3	中嶋 国則	1.小中学校に緊急地震速報装置の設置を 2.葉草で飛騨市を元気に 3.子どもの遊び場設置及び設備の充実等に対する補助を	9月14日午後
4	籠山 恵美子	1.指定管理施設の統合問題と、今後の雇用の場としてのありかたについて 2.市職員への懲戒処分から見える、市当局の不可解な問題について	9月14日午後
5	前川 文博	1.産業廃棄物処理施設、現在の状況は 2.飛騨市の魅力発信へ応援できないか 3.緊急自動車にドライブレコーダーの装備を 4.懲戒処分発令に至る経緯について	9月15日午前
6	洞口 和彦	1.レールマウンテンバイク(溪谷コース)の運行利用について 2.神岡商工会議所との融和について	9月15日午前
7	野村 勝憲	1.「地方創生」の取り組みについて 2.飛騨市観光協会の事務所移転等について 3.飛騨市職員の懲戒処分について	9月15日午後
8	山下 博文	1.魅力ある神岡図書館をめざして 2.元職員の履歴の捏造等に関する処分について	9月15日午後

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

おはようございます。本日の出席議員は全員であります。最初に発言につきましてお願いをいたします。自席での発言につきましては、マイクはご自分の方へ向けてから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により2番、中嶋国則君、3番、田中清安君を指名いたします。

◆諸般の報告

◎議長（葛谷寛徳）

この際、諸般の報告を行います。

総務常任委員会より、委員長・副委員長の報告がありましたので、報告いたします。

委員長には、1番、前川文博君。同副委員長には、3番、田中清安君が選出されました。以上報告いたします。

◆日程第2 議会運営委員会委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員のうち、福田武彦君の議員辞職により、1名欠員となりましたので、委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、5番、野村勝憲君を指名いたします。

◆日程第3 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

古川国府給食センター利用組合議会議員のうち、福田武彦君の議員辞職により、1名欠員となりましたので、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦に致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推薦は、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

古川国府給食センター利用組合議会議員に2番、中嶋国則君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2番、中嶋国則君を古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よってただいまご指名いたしました、2番、中嶋国則君が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただいま古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました2番、中嶋国則君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◆日程第4 議案第103号 飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
から

日程第30 認定第15号 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長(葛谷寛徳)

日程第4、議案第103号、飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程第30、認定第15号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの27案件を一括して議題といたします。

27案件の質疑と合わせてこれより日程第31、一般質問を行います。それでは、これより通告順に発言を許可いたします。最初に10番、森下真次君。

[10番 森下真次 登壇]

○10番(森下真次)

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、早速、質問に入らせていただきます。

私は、「井上市長の次期市長選挙への出馬意向」この1点について質問をさせていただきます。

先日の新聞に飛騨市長選挙は平成28年2月7日告示、同14日投票と報道されましたので、残すところ投票日までちょうど5カ月です。

市長に就任されてから7年半が過ぎました。1期目は、市民とともに政策・事業について総点検を実施し、無用な借金はやめ、限られた財源で効果的な行政サービスが行える市民本位の市政を目指すための政策総点検を行い、各種事業の重点を医療、福祉、教育、環境など市民生活に直結する市政へと転換され、また、土地の取得や、補助金の算出方法などを明確にして、情報公開と行政の透明化を図られました。

さらに、今後の飛騨市の厳しい財政状況を踏まえ、市民とともに事業の見直しや組織のスリム化などを進める第二次行政改革の実施、そして「市民がいつまでも安心して暮らせるまち飛騨市」を実現させるための基本方針である第二次総合計画の策定・実施がなされました。現在もこの計画に沿ってさまざまな事業が進められています。

平成24年2月、市長は、政策公約を飛騨市の抱える長期的課題の人口減少と少子化、そして飛騨市の活性化を解決するために「飛躍する飛騨市に向けて生活の豊かさ、心の豊かさ、財政の豊かさの3つの豊かさを追求する」とし、厳しい選挙戦を乗り越え2期目が始まりました。

そして経済的に活力・元気の湧く飛騨市に、安心して暮らせる魅力ある飛騨市づくりに、健全な財政の飛騨市に向かって取り組みがなされています。

市長は公約に基づき、その具現化を進めていますが、その中に「基金は増やし、借金は減らす」があります。市長の足跡の中で数字をもって表せるわかりやすい一例として紹介しますが、市長の1期目の最終年度である23年度末において、普通会計、特別会計及び企業会計を併せて市債残高391億円、飛騨市の基金総額107億円が、26年度末では市債残高354億円、基金総額141億円となっています。その他様々な足跡があると思いますが、この点も自分なりに評価され答弁いただきたいと思います。

そこで次の3点について伺います。

1点目は、2期目の総括について伺います。2期目のスタートにあたり、所信を表明されています。このことは選挙における公約と同じと思いますが、このことを踏まえたうえで市長就任2期目を総括いただきますようお願いいたします。

2点目は、飛騨市の課題をどのように捉えているのかであります。市長に就任され7年半が過ぎましたが、市政のトップとしていろいろな面で厳しい道を歩まれてきたと思います。そこから見える飛騨市の課題をどのように捉えてみえるのか伺います。

3点目は、来る市長選挙への出馬意向を伺います。在任期間が6ヶ月を切り、選挙投票日まで5ヶ月となりました。市民の間ではいろいろな意見が出ています。そして多くの市民が心配をしています。現職市長として、市民の皆さまにご自身のお気持ちを伝える時がきているのではないのでしょうか。市長として責任感をどのように遂げていかれる

のか。来る市長選挙への出馬の意向を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さまおはようございます。きょうあすと8名の方の一般質問にそれぞれお答えをさせていただきますと思います。

森下議員の答弁をする前に先般、台風によりまして豪雨災害を受けられました関東・東北地方の被災をされました皆さまに心からお見舞いを申し上げますとともにお亡くなりになりました皆さまのご冥福をお祈りし、早期の復旧復興を願うものでございます。

それでは、森下議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

1点目、2点目の市長選、2期目の総括と飛騨市の課題についてはまとめて答弁させていただきたいと思っておりますし、また、2期目の総括につきましては今議会にもまだ補正予算を提出しておるといような状況の中で半年余りを残した2期の総括と言うのはまだ早いのではないかと感じておりますので、2期（8年）の総括と課題をまとめて答弁させていただきたいと思っております。

飛騨市が誕生して10年の節目を経て、新しい10年が始まっています。私も就任して8年目を迎えました。平成16年2月1日に古川町、河合村、宮川村、神岡町の2町2村が合併の道を選び、飛騨市が誕生しました。

合併した以上は次代を担う若者が安心して後を継げる土台を作るのは、私たちの使命であると考えていました。そして、その整備期間は、合併特例のある10年間でありました。合併したからと言って裕福になったわけではありません。大きな花火を上げる前にしなければならない大切なことは、花火を上げるための土台作りであります。

私のこの8年間は、ひたすら飛騨市が自治体として安定し、更に発展する土台作りのために、今やらなければならない様々な施設の整備と改革を行うことに集中してきたと言っても過言ではありません。

例を挙げれば、小中学校の耐震化に伴う整備と3つの中学校の統合、保育園の整備、ごみ焼却場の改築、リサイクルセンターの建設、神岡福祉センター複合施設や神岡給食センターなどを整備しました。

遅れておりました宮川振興事務所の改築、神岡振興事務所の耐震化も今年度中には完成します。道路の整備は、完成していない道路や国道41号線の神岡以北の防災事業など未着工の道路など残ってはおりますが、それでも事業に採択され調査に入りました。目途は立ったと言っても良いでしょう。

神岡町の研究施設では、重力波の観測施設KAGRAがいよいよ完成します。東京大学の先生方と霞ヶ関で要望活動を行っていたことを考えると感慨無量であります。

さらには、ハイパーカミオカンデが早ければ平成30年には事業に着手することとなります。これらの事業の進展には早いものと遅いものがありますが着実に前に進んでおります。

そこで、私は、自分自身の8年を総括すると、大きく2つの課題に取り組んできたと思っています。

第1の課題は、飛騨市が一つの自治体として機能するために基本となる事項を整えることでもあります。

それまで、別々の業務を行ってきた4つの自治体の組織を一つにすることは大変な作業であり、その過程では様々な問題が生じました。まして、飛騨市が行った新設合併とは、自治体の風土、気質から、事業の進め方に至るまでそれぞれ別々であったものを、新しく一つにまとめ上げるということでありました。

そして、それぞれの考え方で決められていた料金や補助金などを統一することは、色々なあつれきを生むことになり、そのあつれきが、旧町村間の対立かのように論じられてきました。対立をあおるかのような記事が掲載され、残念な思いをしたこともありました。私は、どの地域でも、どんな人にも、正しいことは正しい。是正しなければならぬことは是正する。出来ない事は出来ないとの姿勢で問題の解決に取り組んできました。

その取り組みの柱は、財政の適正化であります。行政運営を行う上で根幹をなすのは財政であります。財政が安定してこそ、様々な施策を講ずることが出来ます。

私は、長期財政見通しを示しながら、二次にわたって実施した行政改革と、今、実施中の第三次行政改革によって、財政支援が終了する平成30年度以降の財政健全化がようやく見通せてきたと考えています。

就任時27億円であった一般会計の財政調整基金は、79億7,000万円にまで増やしました。積立基金総額も81億円が144億円になっています。一方借金である起債残高は就任時の394億円を今年度末には50億円減額し、343億円まで減らすことができる見込みであります。

その他、補助金の交付要件の統一や整理統廃合、上下水道料金の統一、また観光などの指定管理施設の整理統廃合と指定管理料の見直し、市が貸し付けたり、借り上げたりしている土地などの料金の課題もようやく手掛けることが出来ました。

未登記となっている道路用地の整理も始めました。脆弱であると感じていた防災体制は、西庁舎に防災対策室を設置し、自主防災組織の組織化、そして防災無線のデジタル化によってようやく体制が整います。

また、建替えによって不要となった小中学校の校舎や保育園の園舎、給食センター、福祉会館のほか、旧神岡工業高校、レジェンドあすかや元田キャンプ場東屋などの観光

施設、松ヶ瀬清掃工場などの衛生施設、流葉ジャンプ台などこれまで手を掛けられなかった施設も解体しました。

懸案でありました、公共バスも一体化し、10月から統一料金、新路線で運行が始まります。

飛騨市が自治体として機能するためには、法令順守、情報公開、住民参加、市民目線の行政、挨拶の徹底など、新たな風土、気質づくりの基礎はできてきました。このように、合併に伴い発生した課題は、紆余曲折はあったものの、ほぼすべての課題について概ね目途が立ったと考えています。

大きな第2の課題は、飛騨市が飛躍するための課題であります。これは、いくつかに分類することができます。

そのひとつは、産業構造の改革であります。製造業の出荷額は、年間900億円から1,000億円の間を推移しています。

私が就任以来、(株)小畑産業や(株)カクダイ飛騨工場が進出しました。日本レヂボン(株)が神岡町東雲に工場を建設されました。他の企業でも工場を増設し、また建設計画を持ってみえます。

一方、商業の売上高は、年間260億円で伸び悩んでいます。しかも中心市街地から郊外型に、地元資本からよその資本に売り上げが移っています。農業生産額は、平成6年をピークに20年間下がり続けています。しかも年間30億円に満たない額であります。観光消費額も30億円と、高山市の10分の1、下呂市の6分の1の額であります。

今、モノを買う時、旅行に行く時に、どこに注文を出すのでしょうか。思い起こせば10年前と大きく様変わりをしていることを、皆さん自身が実感していると思います。お店の形態も販売方法も変わりました。農産物でも同じであります。生産方法も売れる商品も売り方も変わりました。今、こうした変化にいち早く対応できた産地や、観光地やお店は生き残り、変われなかったところは衰退しているのです。

こうした課題について、ようやく民間も職員も一体となって解決に向けた取り組みが始まったと感じています。

ひとつの例で申し上げれば、まちづくり協議会ではビジョンセッションを開始し、若者が自由に発言できる場を設けました。若者に呼びかけたところ60名も集まってくれました。私は、産業構造を変えるためには、若者が主体とならなければ、できないと考えるからであります。

2つ目の課題は人口減少と少子化であります。この課題は、「人口減少対策実行プラン」によって、これから進められることとなりますが、この中で飛騨市の人口の現状について詳細に分析が行われ、職員のワーキンググループによって対策が練られました。

3stepプロジェクトによって、保育園、小学校、中学校に入園入学する際に商品券を交付することにしました。子育て世代に飛騨市に移り住んでいただきたいからです。女性の社会進出促進宣言に認定した企業が8社に及びました。移住・定住対策

を目的とした「住むとこネット」や「移住相談所」の開設によって5ヶ月で20件の空き家が登録され、4件が成約しました。2件は市外の方であります。ようやく体制が整ってきました。

3点目は、地域の活性化であります。先行していた神岡町では、レールマウンテンバイクのお客を、市街地へ呼び込む活動が始まりました。河合町と宮川町では、町民自ら「振興協議会」を立ち上げ、自主活動が始まりました。また、宮川町では「種蔵」に加えて「鮎」を使った顧客の獲得も始まりました。停滞していた古川町でも「とらふぐ」や「菓草」による地域おこしが再開しました。「(株) 飛驒の森でクマは踊る」のような会社も立ち上がり、クリエイターなどこれまで飛驒市とは余りなじみの少ない方も訪れることとなりました。外国人宿泊者は今年に入ってから、昨年同月比較で7割以上増えています。

これからの地域振興は、行政が拠点をつくりその施設を核とするのではなく、住民が自ら考え・参画し・実行する。行政は、専門家の招聘や資金の調達なども含めて後ろから支える仕組みでなければならないと考えています。今ようやくその仕組みができ始めた実感しています。

4点目は、魅力あるまちづくりです。

このことは、前の3点とも重複しますが、ここに住む人にとって魅力ある空間でなければ人は住まなくなります。またこの課題は、道路、交通、町並みや住宅、土地利用だけでなく、福祉や教育、自然環境、雇用、産業の創出、所得の確保など多岐にわたっています。

今、こうした課題を単独の施策として捉えるのではなく、産業振興、人口減少・少子化、地域活性化のすべてにわたる課題解決のための施策として考えることができるようになりました。こうした視点を忘れなければ、政策決定を誤ることは余りないと考えます。

これらが私の取り組んできた2つ目の課題「飛驒市が飛躍するための改革」であります。こうした大きな改革は、すべて完了したわけではありません。むしろ困難な課題はようやく取り組みが始まったばかりであります。しかしありがたいと感じていることは、職員の中に改革を進めなければならないとする意識が芽生えてきたことでもあります。飛驒市にはまだまだ大きな課題が残されていますが、職員一丸となり取り組んでまいります。以上が総括と課題であります。

次に市長選への出馬意向についてでございます。

このことについては、私の後援会からは引き続きお願いしたいとの声が出ているところでもあります。現在、自分の健康状態を視野に入れながら、後援会の皆さんと検討中でもあります。また、議会開会中でもあり、これから、予算審議と、26年度決算審査があります。

意向の表明については、これらのすべての議案審議が終了し議会閉会后、時期を見て

行いたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○10番（森下真次）

次期市長選への出馬につきましてはこの議会が終わってからということでありあります。私は、市長が歩いて来られたました道は間違っていないと思っています。もう少しやって欲しいこともあります。言いづらいんですけど、私はまた残っていただければと思っていますので、それを申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔10番 森下真次 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時27分 再開 午前10時27分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に9番、内海良郎君。

〔9番 内海良郎 登壇〕

○9番（内海良郎）

議長より発言のお許しをいただきましたので通告に基づき質問をさせていただきます。はじめに内発的発展を目指した地方づくりによる地方創生についてお尋ねします。

昨年5月に元総務大臣の増田寛也氏を座長とする日本創生会議が提言した「ストップ 少子化・地方元気戦略」では、若年層の流出により986の自治体が消滅を迎えるとされ、飛騨市もその中に含まれています。

また国もこの流れを受けて「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、関連法を成立させ各自治体に「地方版総合戦略」の策定を求めているところです。

「農山村は消滅しない」の著者である明治大学教授、小田切徳美氏は、「増田レポートは、行政に当事者意識、危機意識を持ってもらう戦略としては有効だが、地域に諦めや依存心を生む恐れがある」として、各自治体の受け止め方と対応に警鐘を鳴らされております。

飛騨市においては、昨年度、地方版総合戦略に先駆け「人口減少対策実行プラン」を策定され、平成27年度予算に反映しました。この速やかな対応を私は評価しております。

しかし、本格的な地方創生はこれからです。これからの時代を「田園回帰の時代」と

唱えられる小田切氏は、企業誘致のように外部資本導入に依存したことが、地方の多様な産業発展を阻害してきたとし、地域コミュニティの力による内発的な4つの経済。すなわち第一は、独自産業型経済。第二に、交流産業型経済、第三には地域資源保全型経済。最後に、小さな経済の構築による地域振興の必要性を強調され、そのためには各自治体の総合戦略策定に当たっては「昭和の合併前の旧町村単位まで、さらには小学校区単位までブレークダウンしていく必要がある」と話されています。

飛驒の人々は、積雪などの厳しい自然環境の中でも、集落ごとで地域資源を保全活用し、内発的に経済を循環させる知恵も持ち、そして高度な技術を育み暮らしてきた伝統があります。

私は、外部資本や外部コンサルタントに依存するばかりでなく、昭和の合併前の単位での住民ニーズの把握を行い、人口ビジョンをつくることによる小さな単位での内発的  
地方創生が必要で、その先に市の総合ビジョンがあるべきではなかろうかと考えます。  
そして、その先導役は外部コンサルタントではなく、この時代だからこそ市職員が担うべきではないでしょうか。

そこで次の3点について質問します。

1点目は、地域コミュニティの力による内発的発展の地方創生を実現するために、昭和の合併前の旧町村単位や、旧小学校区単位などの住民意向調査、地域資源保全調査と、その分析に基づく人口ビジョンや総合戦略を策定する考えはないか伺う。

2点目は、こうした事項は企画商工観光部企画課が所管していると思いますが、それ以外に課長級の職員を各地域担当として任命し、地域のファシリテーター役、すなわち中立的な立場で段取り進行を進め、合意形成に導く役割を果たすことはできないか。これにより職員が一丸となって地方創生に取り組める環境となるとともに、何よりも内発的発展の後押しになると考えるがいかがかお伺いいたします。

3点目は、農村振興策として理想的な属地単位で、農地利用の合理化構想とその延長上に必要なところにおいては再圃場整備を行うことを計画し、実行する考えはないか以上伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、内海議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の内発的発展の地方創生についてです。

地域コミュニティの力による内発的  
地方創生についてお答えする前に、まずは飛驒市の「地方版総合戦略策定」に関する経緯、前提について確認をさせていただきます。

昨年5月に日本創生会議・人口減少問題検討分科会が発表した人口推計、いわゆる「増田レポート」は、全国の中山間地域の自治体に大きな衝撃を与え、こうした自治体の人

口減少対策に躍起になるきっかけとなりました。

しかしながら私は、飛騨市において人口減少が最大の課題であることは、平成24年度に実施した第二次政策総点検において既に明確にしています。

また、増田レポートに関して申し上げます、私は、昨年度策定した「人口減少対策実行プラン」の中で、「消滅可能性自治体という非常にインパクトのある言葉は、地方に残る貴重な文化や歴史、伝統、人間らしい豊かな暮らしなど、地方ならではの大きな魅力を伝えることなく、いたずらに地方の閉塞感を増大させ、ふるさと回帰意識の低下や転出を助長させることも懸念され、さらなる過疎に拍車をかけかねない」と指摘しました。

人口減少対策実行プランは、人口減少という現実はしっかりと受け止めながらも感情的な議論をするのではなく、人口減少時代の中で何をなすべきかをしっかりとした議論をした結果であり、増田レポートに対する評価は、小田切教授が懸念しておられることと同様であると考えております。

これらのことを踏まえ、現在、飛騨市の地方版総合戦略の策定には、議員ご指摘の通り、計画策定に関して必要なノウハウとスキルを有した外部コンサルタントにその支援業務を委託しております。

ただし、この業務委託は、策定業務の効率化・円滑化と外部の視点から飛騨市の課題解決に資する独自性の高い取り組みの企画立案に関するアイデアとノウハウの提供を目的としており、市の今後の方向性を外部コンサルタントに委ねているわけではありません。このことは、地方版総合戦略だけでなく、指定管理施設の抜本的経営改革など他の地域振興計画でも同様であります。

重ねて申し上げます、総合戦略の策定に関しては、すべてを外部コンサルタントに委託することは許されておらず、起草作業は必ず市が自ら行うこととされているため、こうした意味からも飛騨市の先導役はあくまで市職員が担っていると考えております。

前置きが長くなりましたが、最初の「昭和の合併前の旧町村単位、または旧小学校区単位における調査分析に基づく人口ビジョン及び総合戦略策定」についてお答えいたします。

人口ビジョンの策定に必要な分析に関しましては、昨年度策定した「人口減少対策実行プラン」の中で既に各地区別の調査・分析を行っており、人口ビジョンの策定にあたって新たな調査を行う予定は今のところありません。

また、住民意向調査につきましては、合併後10年目に実施しており、今後は区域にこだわらず、未来の飛騨市を担うヤル気に満ちた若者たちが一堂に会し、夢を描きながらこれからの飛騨市に必要な取り組みを議論する必要があると考えております。

このことは、すでに「飛騨市まちづくり協議会」においてビジョンセッションという形で実施しており、市内各地より約60名の若者が参加し、有識者も交えて今後の飛騨市に必要な取り組みについての協議を実施しております。なお、このうち13名(21%)が移住者であり、女性は26名(41%)であります。今後の展開を注視していきます。

また、言うまでもなく、その場で行われた協議の結果は、必要に応じて飛騨市の総合戦略に反映することとしております。こうした取り組みをきっかけに、地域の核となって活躍されることを期待しているところです。

次に、課長級職員を地域のファシリテーター役とすることについてお答えいたします。

私は就任以来、一貫して職員の現場主義と地域密着型人材の育成に心がけ、職員にその旨指示するとともに、自らも地域に出向いて市政懇談会等を実施しており、今後もその考え方に変わりはありません。

こうしたことから、地域のファシリテーター役を果たす職員については、課長に限定することなく、より地域に近い振興事務所職員や地域に居住する職員全てがその役割を果たすべきであると考えております。

しかしながらこの取り組みで、地域振興について十分な成果が残せなかったことも事実であります。そしてその原因は、職員に十分な能力がなかったことと、外部からの刺激が少なかったからだと認識しています。

誤解のないように申し上げますが、職員に能力がなかったのは、先天的に能力がないのではなく、十分な研修と、能力を育てる機会を与えていなかったことに起因すると思っています。職員は、雇用されて以降、精々がイベントを行うくらいのもので、特産品を開発し、商品を販売し、観光客を呼び込むことなどやることがないのです。そんな職員に成果を求めることは酷であります。

(株)飛騨の森でクマは踊るの林社長や(株)トビムシの竹本社長、鎌倉投信の新井部長など地域おこしに携わっている方とお話しますと、社会の移り変わり、人々の考えや価値観の変化と多様化、情報媒体の変化、グローバル社会の中での経済環境の変化と企業の動向など自分の知識のなさ、自分に欠けていることがいかに多いかを思い知らされます。

これから地域を振興しようとするれば、そこに暮らす人、そして振興策を導き出す職員などの熱意は必要ですが、それだけでは成功しません。これからは広範な知識と人的ネットワークが必要なのであります。そのためには、職員のスキルを高める取り組みは必要ですが、それでも足りないところは、東京大学の西村先生などの研究者や、専門家、コンサルなどで埋めるしかありません。

今後もこうした形で地域の振興に取り組みたいと考えています。

最後に3番目の農業振興等々についてです。

圃場整備については、飛騨市においては特に古川町の大野・上町・是重・上気多・下気多・沼町・杉崎・袈裟丸地区において圃場整備が実施されたのが昭和20年代から30年代と古く、その区画は5畝(5a)の面積の水田が多く、担い手農家が、農業用機械で耕作するには、非常に非効率的となっています。

また、農地の所有者は、自家消費の農家いわゆる飯米農家が多いことや、水田のある地域の住民でなく他地域に住む人が多くあり、水田を財産と捉えているなど、所有者の

考えが入り交じっており、農地の集積や再圃場整備が難しい状況にあります。

昨年度から一定面積を確保すれば個人負担なしで規模拡大できるのに、再圃場整備が進まない最大の理由が、将来いつでも売却したり転用できる状態にしておきたい。体が動くうちは自分の田で米を作りたいと思う農地所有者の考え方を変えることが難しいからであります。

しかしながら、古川町上気多から沼町地域にかけての水田は、旧古川町時代に県営土地改良総合整備事業で宮川右岸用水からのパイプラインが農免道路を越えてJR線路付近まで埋設されており、その老朽化も著しく、近い将来は、敷設替え等の大規模な整備が必要であり大きな課題であります。

また、担い手農家などを中心に効率的に農業経営をするには、圃場を集積し大きくして欲しいとの声も上がっており、市としても再圃場整備は早く進めたいと考えております。そのためには、農地所有者にねばり強く説得していくことが不可欠であります。

市では、現在重地区で農地中間管理機構による農地の集積と圃場整備を目指し、今年度からアンケートを始めとする状況調査を行っています。これらの調査をもとに、所有者の意見集約ができれば、農地を集積し再圃場整備を行いたいと考えております。

また、大規模な圃場整備ができない農地に対しても、市単独事業の小規模基盤整備事業の補助率を見直し、個人が農地の区画拡大を行う場合、20a以上は9割以内を、20a未満は7割以内を補助するよう改正しており、規模の小さな農地でも区画拡大ができるようになっていきます。

参考ですが、飛騨古川農業農村振興会議が、平成16年度から平成24年度の9年間に、283筆、13.8haの水田の区画拡大を実施しており、平成25年度からは、飛騨市の補助事業として平成26年度までの2年間に3.9haで82筆の水田を21筆に区画拡大をしています。

市としては、これらの事業を活用し、農地集積が可能な地域から順次再圃場整備を実施していきたいと考えています。

〔市長 井上久則 着席〕

○9番（内海良郎）

答弁ありがとうございました。

私がこの内発的発展の地方創生についてお尋ねしたのは、この外部コンサルタントの知恵を借りるということも必要な場面もあると思われれます。

しかし、飛騨市は複雑なこの地形上から分散して集落を形成して、暮らしてきた特色があるということですので、つまり集落単位や、学校単位でのコミュニティで丁寧な住民意向の把握と地域資源の保全調査をしなければ人の心に寄り添わない法律1本の地域創生策になりはしないかとそういう危惧をしたからです。

そしてこの俚約は住民のひとりでもある市職員の使命であるということ考えたからです。ぜひ、最適なコミュニティの範囲をよく検証していただき、地域の実情が反映さ

れた地方創生に市職員一丸となって取り組んでいただきますことを期待しまして次の質問に移ります。

次に、指定管理制度の適正な運営についてお尋ねいたします。

現在、市では指定管理施設の抜本経営改革が有限責任監査法人のコンサルティングを受けながら進められています。本議会に提案されている補正予算案にも統合第三セクター出資金として2億円が計上されています。一方で、先般新聞報道もありました「神岡町公民館の指定管理に係る神岡商工会議所の不適正な経理」もあり、市民からは指定管理制度の透明で適正な運営が求められているところです。

指定管理料は市民の税金で賄われていることから、観光・商工施設は地域活性化を図るためとはいえども民間との兼ね合いもあり、あくまでも自助努力により利益を追求しながら極力指定管理料ゼロを目指すべきであると思われます。そして何より、各施設に対しては公正で公平であるべきことは言うまでもありません。

また、中には、指定管理施設の出資金が少ないことなどから一時的に運営資金を銀行から借り入れるにあたり社長個人の定期預金を担保にして借り入れられたことを耳にしております。このことから社長の給与はきっと自ら低く抑えられてみえると推察しております。指定管理施設で働く職員は殆どが飛騨市民であり、民間に準じた給与は支払われるべきであるとともに、人件費の算定については公正でなければなりません。

そこで、統合第三セクター出資金の補正予算額2億円は、施設の設置目的を果たすためには妥当な予算金額であると思えます。

については次の3点について質問します。

1点目は、指定管理料を支払っている観光・商工施設に係る社長や施設長クラスの給与格差はどの程度あるのか。平成22年度から平成26年度の最高給与月額とその施設名、および最低給与月額とその施設名をお伺います。

2点目ですが、現行の人件費算定単価は公平性を欠くものになっていないのか。また今後、算定基準の透明性を図るなどの是正は考えていないのか伺う。

3点目ですが、神岡商工会議所の不適正経理はなぜ早期に発見できなかったのか。また指定管理料に係る適正な会計処理はどのように担保されているのかをお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

指定管理制度の適正な運営についてお答えいたします。

観光・商工施設の管理・運営に従事されている社長や施設長クラスの給与格差について過去5年間における最高給与月額と最低給与月額、施設名についてのご質問ですが、個人を容易に特定することとなりますのでお答えいたしかねます。何卒、ご理解をお願い

いたします。

ここでは、どの程度の差額があるのかについてお答えします。

施設ごとに捉えた場合、最大で月39万円程度の差額が生じています。最高額は月54万円、最低額は月15万円です。

2つ目の現行の人件費算定単価の公平性についてですが、市としては、指定管理者制度を運用する上で、その施設に係る指定管理料上限額を定め、公募を行っており、その際に関係法令、例えば労働基準法等を遵守するよう事業者に求めています。

また、指定管理料は最終的に議会の議決を経て決まるというプロセスを経ております。申し上げたいのは、市の公募に対して応募する事業者は、市が定める上限額の中で対象施設を運営できると判断し、事業計画を立案し、施設運営にあたっておられるということです。

つまり、社長や施設長が給与月額などについては、定めた指定管理料の範囲内で施設運営がなされているのであれば、事業者の裁量に委ねられるということです。指定管理者制度は民間のノウハウの活用により施設を効果・効率的に運営することがそのひとつのメリットだと思います。

従って、例えば、指定管理料を投入していない施設にあつて、想定よりも多くのリターンが得られるのであれば、それだけ多くの役員報酬なり給与を支払ってもよいと解釈しています。しかしながら、指定管理料は赤字補てんという側面もありますので、公平性を欠くような給与の支払い実態が認められる場合にあつては、必要な是正措置を指定管理者に求めていくこととなります。

ご質問でも触れていただきましたように、平成24年度の議会での附帯決議を受け、現在、市では商工・観光分野の指定管理施設の抜本的経営改革に取り組んでおり、その一環として、平成30年度の指定管理料上限額を定めました。

現指定管理者はそれぞれ、その金額での管理・運営を目指し、事業計画を立案し、3年後のあるべき姿に向かって企業努力をされていると認識しています。こういった取り組みにより、収支も含め、本来のその施設のあるべき姿に収れんしていくものと考えており、議員がおっしゃられる透明性も増すものと考えています。

3つ目の神岡町公民館における不適正経理についてお答えします。

問題が発覚したのは、事業者が指定管理を終えた後にパソコン教室運営者より、平成26年度の部屋の賃借契約について問い合わせがあり、この事実確認を進める中で明らかになってきました。

今回、問題となったのは大きく2点あります。1点目のパソコン教室の取り扱いについては、指定管理の管理対象であった2階作業室をパソコン教室運営者に転貸し、そこから得られた収入を指定管理契約に基づく収入に含めていなかったことです。

つまり指定管理者が市と締結した基本協定書に基づく会計処理を行っていなかった訳ですが、パソコン教室が定期的に行われていたことは、神岡町公民館を管理する職員も

知り得ていたことでもあり、市側にも管理・監督に落ち度があったと認識しています。

2点目の事務所の目的外使用料の取り扱いにつきましては、神岡商工会議所が公民館に指定管理者として入る際に算出した目的外使用料そのものが故意に安価に算定され、3年後の契約更新時にもその事実を知らず同様の契約更新の手続きを行ったものがあります。このことに関しても、担当者の責任だけでなく、事務手続き上の管理チェック体制に問題があったと認識しています。

指定管理施設に係る適正な会計処理に関しては、当然のことながら、指定管理の開始時点で市と指定管理者が締結する基本協定に定めており、毎年度の事業終了後に事業報告書が提出され、その内容に疑義のある時は指定管理者に報告、口頭による説明を求めるとしています。

また、事業実施期間内であっても、本業務に係る管理経費等の収支状況等について疑問が生じた場合は、指定管理者に対し説明を求めることができるとされています。

しかしながら、収入が意図的に落とされていた事実は確認しづらい事項であり、仮にその他の施設や団体で同じことが行われていたとしても発見は難しいと思われます。

これまで指定管理者の経理は税理士などが会計処理することが多いことから、性善説に立った監査を行っていましたが、今後は、指定管理者は不正をする可能性があることを前提としながら、収支の状況、その内容等を把握するなど、必要な措置を講じていきたいと思っています。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○9番（内海良郎）

ありがとうございました。お聞きしますと給与1ヶ月分の最高額が54万円、最低額が15万円、39万円の開きがあるとおっしゃられました。3倍から4倍もの差があるということです。あえてどことはそんなことを求めていますので、よろしいですが、指定管理料を払っていなければとやかく言うつもりはありません。

月額給与最低15万円では、本当に気の毒でないかと私は思います。一方、この54万円は、この地域での賃金水準では相当高額だと思います。他の施設と比べて高額になっている根拠。例えば管理上、国家資格が必要であるとか、業務の特殊性で払わなければならないことなのですが、その根拠は何かということ説明願いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、指定管理料そのものは市の方で額を定め、それによって指定管理者側でどういうふうにするのかということを検討されて応募をされておるところでございます。

したがってこうした給与の差額が出ることについては、事業体の努力であるというようなことも認識しながら、ただ、一方では先ほども述べましたけども、指定管理の抜本

改革の中で人件費を含め妥当な水準になるようにその委託料の目標額を定めておりますので、そうしたことにおいてしっかりとした収支の均衡が図られていくと思っております。

○9番（内海良郎）

繰り返しになりますが、この指定管理料は市民の税金で賄われておるといことです。特に人件費の積算ということについては、公平で仕事に見合った金額でなければならぬと思います。不適正な会計処理もあったことを含めて、特に指定管理料の人件費が公正で適正かどうかについて代表監査委員におかれましては、月例監査などの中で確認を願いたいと思います。

また、指定管理料の算定にあたっては、人件費の積算の合理的な基準で策定をしていただきたいということをお願いいたしまして次の質問へ移ります。

最後に行政改革についてお尋ねいたします。

井上市長は「市民本位」を信念に、政策総点検や行政改革を積極的に実施され、効率的で機能的な組織の構築に努められてきました。

また財政運営では、市民に長期財政見通しを示しながら健全化を進められ、その成果があって、就任時の平成19年度末に27億円であった財政調整基金が平成26年度末には2.5倍の68億円となっています。

まさに「市民がいつまでも安心して暮らせるまちづくり」を着実に牽引してこられたことに敬意を表するものであります。

その一方で、本市に限らず自治体運営の環境は今後はより厳しく推移することが予測されます。

そこで次の2点について質問します。

1点目は、これまで市政を中心的に担ってこられた昭和30年生まれの職員が今年度末をもって定年退職を迎えられます。この年代は団塊世代であることから、多くの職員数であり、市政に与えるインパクトは大きいと考えます。

そこで、幹部職員の大量定年退職に対応した来年度の行政組織の再構築について人材確保と組織運営の考えを伺います。

2点目は、平成26年度決算では、普通会計の基金残高が117億円となっています。

全国の自治体の中には、基金の安全で効率的な運用を図るため、預金から債券への移行や基金の一括運用など行い運用益を上げているところがあります。

そこで、本市の今後の基金運用についての考えを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

行政改革について1点目につきましては私の方から答弁させていただきますので、お

願いたします。

議員ご指摘のとおり、今年度末から多くの職員が定年を迎えます。一般行政職の職員だけでは平成27年度末に7名、28年度末が6名、29年度末が8名、30年度末には8名が退職する見込みです。

最初に、人材確保についてお答えします。

第二次定員適正化計画では、現在の職員数を維持していくことを目標としております。ところが近年、学卒者の応募が減少し、必要人数の確保が困難になりつつあります。

そこで、来年度から民間経験者の採用を予定しております。民間経験者は、行政の経験や考えに偏っておらず、民間の競争原理を身につけています。こうした能力を持った人材を登用することで、自治体間の競争に勝ち抜ける組織力が高まるものと期待しております。

また、専門分野を充実させるためには、土木技術、建築技術、学芸員、司書、保健師、保育士などの人材についても確保を進めております。さらに、来年度から再任用制度を本格化導入することとしており、経験豊富な職員のこれまで培ってきた技術や能力が継承されるものと考えております。

なお、来年度採用職員について、一般行政職（大卒程度の学力程度）さらに保育士などの専門職を含めて現在12名に合格通知を出しております。

次に、組織運営についてお答えします。

最初の質問でお答えしたように、これから求められる職員像として、課題を見つけ、政策を立案し、それを実行することによって課題を解決することができる能力が挙げられます。各種研修や、日々の業務での高い目標設定などを通じて、人材の育成に努め、能力の高い集団をつくって行く必要があると考えております。

今年度から5年間を人材育成強化期間と位置づけ研修を行っております。

主なものとしては課題解決研修、市民対応力向上研修、派遣型では全国地域リーダー養成塾、自治大学校、実務研修として、岐阜県東京事務所、岐阜県古川土木事務所への派遣、市町村研修センターを活用した研修、そして、職場においても日常業務における育成指導や各職場の情報共有を図るために発表する能力を向上させる研修を手掛け、能力の開発に努めておるところでございます。

加えて、職員の意識改革は不可欠であります。

来る10月8日には、東京大学名誉教授の大森<sup>わたる</sup>彌先生を講師とした、人材育成講演会を開催し、人口減少時代を生き抜く職員の意識改革を図りたいと考えております。

このような取り組みにより、職員一人ひとりのまちづくりへの使命感と意識を高め、市民の要請に柔軟に対応できる人材と組織をつくります。

なお、第三次行政改革大綱では、振興事務所の機能の見直しを掲げています。それ以外の組織の見直しでは、医療政策の業務を病院管理室に引き続き置くべきか否か、公共下水道事業が完了した後の上下水道課をどの部署に置くべきかなどが議論の対象になる

と考えていますが、結論までには至っておりません。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔会計管理者 野村重昭 登壇〕

□会計管理者（野村重昭）

それでは今後の基金運用についての考え方につきましてお答えさせていただきます。

現在「飛騨市公金管理及び資金運用基準」に基づき、1年以内の運用として、8月末現在で財政調整基金79億7千万円、一般会計減債基金1億6千万円余りを始めとし、全23基金、合計144億1千6百万円余りを市内金融機関への定期預金として運用しています。

この9月に満期を迎えます基金につきまして、8月末に利率入札並びに見積入札を行いました。運用利率は最低が0.05%、最高が0.34%であり、利子総額の平均利回りは0.247%で運用を行うことが決まりました。

議員ご提案の一括運用・債券での運用を全国でも、また県内の一部市でも行っており、運用先は日本国債、政府保証債及び県債等の地方債で、具体的な運用期間は10年から20年の長期債権として運用されています。

具体的な運用利率では、8月に発行されました金融機関・非課税法人向け利付国債の利率は、2年国債と5年国債が0.1%、10年国債が0.4%、20年国債が1.3%となっています。

このような現状から、現在の市が行っている資金運用は、2年、5年の短期国債の利率0.1%を上回っております。

飛騨市では長期財政見通しを公表し、平成29年度から財政調整基金の取崩しを見込んでおり、10年後には財政調整基金と減債基金総額が約21億円まで減少すると見込んでいることから、10年を超す長期債券による運用については考えておりませんが、金融機関の利率も年々下がってきていることから、短期国債等債券の利率については今後も注視しながら、ペイオフ対策も考慮して安全・確実な基金運用にあたりたいと考えています。

〔会計管理者 野村重昭 着席〕

○9番（内海良郎）

ありがとうございました。はじめの民間採用やら再任用を検討してみえるということでしたが、この民間採用の考え方は先ほどおっしゃられたように専門職的なその部分、そういうことを捉えた民間採用なのか。それとも民間の知識を得ながら一般職公務員としてもそういうものも必要だという形の中だけなのか。その辺はいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。今年度につきましては、一般行政職の大学卒業程度ということで民間企業に5年以上勤めた方々を対象として募集をしたわけです。

しかし、技術職等につきましては、今後考えて行く必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（内海良郎）

来年以降の職員の退職に伴う組織だとか人事の対応、そして危惧についていろいろ考えてみえるということでお聞きしました。ありがとうございました。

私は、井上市長は、自治体が本来持つべきこの品格と責任を持った市政運営を展開されてこられたということで敬意を表しております。

合併後のこの地域間でありました不公平を是正して補助金などの適正化を進められ、さらには特定団体等に便益を与えるような地域性は一切排除する姿勢を貫き通してこられたということです。

これからも透明性を図り、品格ある市政運営をお願いしたいと思います。

そして、地方創生につきましてもこれまでどおりの現場主義に立ち、今、育ちつつある子ども達、これから誕生する子ども達が希望を持って暮らしていけると思えるようなまちづくりに、できる限り邁進していただくことを願ひまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔9番 内海良郎 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩といたします。再開を11時25分といたします。

（ 休憩 午前11時17分 再開 午前11時25分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。中嶋国則君の一般質問ですが1問のみ午前中に進めたいと思います。次に2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。

質問に入る前に、今回の災害の関東、あるいは東北地方で大雨特別警報が出され、鬼怒川など河川の堤防決壊などで甚大な被害が出ております。被害に合われた皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

去る8月30日、飛騨市防災訓練が実施され、飛騨市人口の28.3%にあたる7,251人が避難訓練に参加しました。また、防災訓練の実施に合わせて市内全域に携帯電話へメール試験発信を行いました。

緊急の際、放送の聞こえないところにおいてもメールが受信できれば身を守る行動がいち早くとれます。メールの有用性が再認識できたのではないのでしょうか。災害が起こった際にどのように市民の命を守るかは行政に課せられた喫緊の課題であります。

さて、市内の小中学校の耐震化は、市長の英断により100%達成されました。

市内の各小中学校の地震を想定した訓練では、非常ベルと校内緊急放送により児童生徒に地震発生を伝え、安全の確保、一定の時間をおいてグラウンドに避難する方法がとられています。

しかし、高山市の場合、平成20年度にすでに緊急地震速報装置がどの学校にも設置され、緊急地震速報を活用した、命を守る訓練が実施されています。高山市では地震速報が自動的に瞬時に各教室、体育館、校内に伝わるシステムとなっています。

現在、飛騨市の小中学校では緊急地震速報を受信できるのが職員室と限定されているため、安全確保の初動対応が遅れることが危惧されます。

岐阜県内に影響を及ぼす最大級の地震について、県は平成23年11月から平成25年2月にかけて、独自に被害想定調査を岐阜大学に委託して実施しました。その調査結果によると、飛騨市にとって最悪となる地震は、跡津川断層地震であります。この断層は、飛騨市から富山県大山町に及ぶ約60kmの断層であり、マグニチュード7.8、最大震度6～7が予想される巨大地震であります。想定される建物被害は、全壊2万棟、半壊3万9,000棟、冬の朝5時に地震が発生した場合、死者980人、負傷者9,000人と発表しています。

小中学校は、市民の災害時における避難所にも指定されており、職員室からの校内放送でなく、直接聞くことが出来る緊急地震速報装置の導入により、避難者を安心させることが必要であると強く思います。

予測不可能な巨大地震に備え、素早く身の安全を確保し、命を守るためにも緊急地震速報システムがすべての学校に設置されることが急務です。

こうした現状を踏まえ、地震災害に対し迅速に命を守る行動がとれるようにするために、緊急地震速報装置を設置すべきと考えますが市長の見解を求めます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

小中学校児童生徒の迅速な安全確保への現状改善に関わる施策に対するご質問ということで教育長が答弁させていただきます。

飛騨市では、議員がお話されましたように今年は、8月30日に実施されましたが、

災害はいつでもどこでも発生することを常に想定しての市防災訓練を核に、市民の命や財産を守るための危機管理体制を構築、強化するとともに市民自らの防災に対する知識と意識の高揚に努めてきていることはご承知のとおりです。

関わりまして各小中学校においては、飛騨市小中学校教育指導の重点のひとつとして掲げています防災教育を「自分の命は自分で守る、安全な行動や的確な避難行動が学校地域の防災活動や災害時におけるボランティア活動に進んで取り組んで行こうとする態度を育てます」として、それぞれの学校の健康安全全体計画に防災教育を位置づけて実施しています。

特に命を守る訓練については、近年形式的訓練からの脱皮とともに各学校の立地条件に沿っての訓練への改善が図られてきている中で今回、大規模地震発生時において児童生徒がより迅速に自らの安全を確保する動きができる施策に対する議員のご質問はさらなる安全強化に対するご提言をいただいたこととして認識しています。

まず、原状としての市の緊急地震速報の利用については、既に気象庁が発表した速報を受信し、同報無線から報知音とともに市民に伝えるシステムが整備され、各小中学校においても校内または屋外に設置されている同報無線によって、速報を受信することができるようになっていきます。

しかしながら、議員ご指摘のように同報無線は職員室に設置されていますので、緊急地震速報が職員室に流れてからの校内放送ということから、時間的な差が生じるのは事実です。

また、屋外にある同報無線も聞きづらい場所がありますので、校舎内外すべてで生活しているすべての児童生徒や教職員が、その速報を瞬時にキャッチできないことも想定されることです。

よって、児童生徒や教職員が、学校のどこにいても緊急地震速報が瞬時に伝わる仕組み、例えば速報を受信する装置と校内放送施設を接続して利用するなど、原状のシステムを活かすことを視野に入れながら防災担当部局、消防本部とも協議しながら今後の整備について検討していきます。

児童生徒の健康と安全を無くしての教育はあり得ません。健康教育とともに危機管理に強い学校づくりのためのハード、ソフトの両面からの充実に努めていくことを申し上げまして答弁を終わります。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○2番（中嶋国則）

教育長から縷々説明がありました。その中で、私としまして2点ないし3点質問したいと思います。

まず、この緊急地震速報装置は必要だということは、お認めになられましたけども、実際、どの程度把握してみえるかについては今の答弁について、ちょっと疑問なところがありますので、あえて質問させていただきます。

と言いますのは、高山市は7年前に既にこのシステムを小中学校に導入しておりますし、あるいは保育園、幼稚園そういった市有施設にもすぐに伝わるそういうシステムを導入しています。

飛騨市は7年経っても、まだ具体的な検討がされていないということになるかと思えます。

それで、私もどういったシステムか分からないものですから、高山市まで出かけようかと思ったんですけども、高山市へ行く時には高山の実情を専門業者の方にお聞きをしました。そして、先週ですけども吉城高校へお邪魔をしまして実際に緊急地震速報装置を見せていただきました。

また、学校の教頭先生、事務担当者の方から説明を受けまして、そのことを少し報告させていただきます。

緊急地震速報の電波が気象庁から送出されると、瞬時に自動的に装置が受信をしてさらに放送設備に自動的に流れると言うシステムになっております。ですから、各教室、体育館等に地震速報が流れます。

さらに、便利なことに速報装置に訓練用のデモ音声がついています。これが高山市でもおそらくやってみえるんだろうと思いますが、避難訓練にこのデモ音声を利用してできるということを吉城高校で説明を受けてきました。

さらに「この設備はいくらしますか」とお尋ねしたところ、高校に一つあればいいということでした。

一つの値段が高いものもあれば安いものもあるということですが、吉城高校で備えられた装置は、取り付け工事費込で約7万円ということでした。この7万円の装置があれば教室、体育館等に自動的に瞬時に流れますということでした。また、地震によっても電波をいち早く察知することができれば、実際に地震が起こる何秒か前には放送が流れるという大変貴重なお話を伺ってまいりました。

専門業者に聞きますと、これはFM放送を利用しているから、飛騨市内においては河合小、宮川小、山之村小中学校の3校については、放送が無理だということでした。「その対策はあるのですか」と聞きますと、別の対策をいくらでも検討できるということでした。

そこで、業者お聞きしますとメーカーによっていろんな工事費があるが、工事費込で安いもので20万円、高いもので30万円くらいでひとつの受信装置が各学校につくというお話でした。

ですから、河合小、宮川小、山之村小中学校にはインターネットを利用した方法で瞬時に受信ができるということでした。総額で、130万円から140万円あれば設置できるのではないかと思います。そういうことでぜひ、教育長さんにこういったことを検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

高山市との異なり等の中で、吉城高校の事例等もお話されましたけども、私も、消極的かもしれませんが、今後精一杯勉強して対応に努めていきたいと思っております。

復唱するようですが、高山市の場合は各学校に設置した緊急地震速報受信機と校内放送設備が接続されておりまして、校内の教室等にあるスピーカーから自動的に速報が流れるシステムになっております。

それから、飛騨市におきましては、各学校の職員室、一部体育館もそうですが先ほど申し上げましたように、校外周辺に設置された同報無線から緊急地震速報が流れたら、即座に学校職員が校内放送をかけて、教職員、児童生徒に連絡するシステムとなっております。ですからここに放送するまでの差があるということをご指摘のとおりであります。

ということで、今後、今あるシステムをどのように利用するかということも含めながら前向きに検討していきたいと思っております。また、専門の方との協議も十分必要になってくると思っております。

○2番（中嶋国則）

検討するという事です。私、一般質問の通告書の中で小中学校は災害時における避難所にも指定されているということで申し上げております。そこには、校内放送ではなく避難された人達が瞬時に聞くことができるそういったシステムの必要性を訴えたわけです。

そこで、防災担当の総務部長にお尋ねしたいと思います。

先ほどから何回も言っておりますように繰り返し言いますが、高山市は平成20年度、7年前に導入されております。

これは小中学校のみならず、先ほど申し上げましたように保育園であるとか、幼稚園、あるいは大病院、日赤、久美愛病院、そういったところへも高山市は無償でそういう装置を貸与してさらには、取り付け工事費は1ヶ所あればできるのですが、最大30万円までなら全額高山市が負担すると。そういった制度を既に学校は7年前ですが、順次進めておられるという現況。その辺の取り組みにつきまして高山市の把握状況が分かっていたらお尋ねをしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

飛騨市の場合におきましては、先ほど教育長が申しましたように同報無線は、公共施設全てに付いております。教育委員会の方からありましたので、付いてない体育館等については必要があるところは付けよと今、言われましたように体育館は避難所であるということで、そういう話しがあったときには体育館の方にも付けなさいと指導をしてお

ります。

高山の状況と言われましたので、聞いている範囲で説明させていただきますと、公共施設については付いていると。ただし、地域の公民館については、各自治体が自動起動型のラジオを購入していただくということで斡旋をしていると。

また、飛騨市におきましては、各家庭に個別受信機が付いておるということで何かありましたら、先ほどから教育長が述べましたように緊急地震速報又は、東海地震予知情報、東海地震の注意情報また、こんなことあってはならないことですが、弾道ミサイル情報などが緊急に入るということになっております。

ということで、各家庭にもこのような装置が付いているということで、高山市の各戸については購入していただくということを聞いておりますのでよろしくお願いします。

○2番（中嶋国則）

今の総務部長の答弁で、私の認識と違うところがあります。と言いますのは、私も高山市役所の方に直接電話でお聞きしたところによりますと、そういった緊急装置を受ける各家庭ですが、「防災ラジオ」と言っております。これについては無料で貸与ということで、これの使用料を月300円頂戴しておるというお話でしたので、その辺無料でやっているということ。そして、設置工事については、補助制度を設けて設置工事費が30万円までは全額負担というようなこと。その辺の情報を確認されているのかどうかをお尋ねしたわけでございます。

私の持ち時間が午後からもございますので、これにつきましては要望に替えさせて頂きたいと思っておりますけども。

跡津川断層地震は明日、起きるかもしれません。ですから、緊急事項ですので、できれば12月補正、あるいは3月の新年度予算で盛り込んで頂きますことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

□副市長（白川修平）

中嶋議員の方にお答えというか、原状把握するように報告するわけですが、飛騨市においては個別受信機が各家庭に入っております。先ほど総務部長が申しましたように、緊急速報が入れば同報無線の方で瞬時に入るわけです。

高山市は個別受信機がないので、中嶋議員がおっしゃたようにリースで借りてみえるということですが、現在の防災体制が飛騨市と高山市が異なっておるということをまず、ご認識を頂きたいことが1点。

それから、冒頭で教育長が答弁申し上げましたように必要なものがあれば、早急に設置をしたいと考えていますし、そういうことを前提に答弁させていただいておりますので、もう一度確認させていただきたいと思っております。

○2番（中嶋国則）

副市長の言葉に対しまして簡単に。

飛騨市の場合、同報無線がありますので、それを利用した取り付けというのはすぐに

でもできることだと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時48分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。午前中に引き続き質疑と一般質問を行います。2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

薬草で飛騨市を元気にと題して質問させていただきます。

昨年5月31日から6月1日にかけて行われた薬草シンポジウムでは、全国から約250名の宿泊の方を含め、約700名の参加者が飛騨市に集い大盛況に終えることができました。

シンポジウムでは、崇城大学特任教授、村上光太郎先生の記念講演。九州の熊本、長崎、四国の徳島、東京、そしてかわいい野草茶グループ代表である宮下さんの5名のパネラーによる薬草の活用方法、まちづくりのテーマでパネルディスカッションが行われ、たくさんの方々が真剣にお聞きになる姿を拝見し、薬草の関心の高さに大変驚きました。

夜には、交流会が行われ50種類の薬草料理をご堪能いただき、なんと340名の方が交流を深められました。

2日目は、「薬草を学ぶ健康まちめぐり」と銘打った街歩きのイベントが行われました。

古川町内38ヶ所で、健康と薬草をキーワードとした商品の販売や体験教室などが開かれ大変好評を博しました。

シンポジウムから1年3ヶ月が経ちますが、現在でも地道な活動が展開されています。NPO法人「薬草で飛騨を元気にする会」が会員20名ほどで立ち上がり、現在では60名を超えています。

ちょうど今の時期は葛の花の採取が行われています。葛の花の商品化を検討中ですが、花びらだけで最低170kgは採取しないとにならないとお聞きしています。花も終わりに近づきましたがなんとか用意ができる目途がついたそうです。会員は増えましたが採取に協力いただける方が少ないのが実情です。また、採算がとれるかどうか厳しいものがあるようです。

NPO法人では、今年の5月より薬草茶話会を毎月開催されており、薬草のお茶、お菓子、デザートなど試作も兼ねて皆さんにご意見をいただきながら、薬草の勉強をし意識の高揚に努めています。毎回、会員以外の参加もあり、住民の薬草に関する関心度の高さに驚かされます。薬草の普及が大きな課題ですが特に飛騨市では脳梗塞、肝機能障害など全国平均より数値が高い方がたくさんおみえになり、改善が急務です。

村上先生によると脳梗塞などには、メナモミが有効であり、肝機能障害にはしずく（くずのはな）が効果があります。身近にある薬草で改善が望めます。ぜひ普及させたいと思います。市民に薬草の素晴らしさを普及するために薬草コンシェルジュ、薬草の知識があり説明できる方の育成の取り組みも行う予定です。

26年度決算書をみますと、昨年のシンポジウム開催費用は、173万円と計上されております。飛騨市以外から多くの方が参加され、市内に宿泊された方が250名もあり、市民のおもてなしに喜んでお帰りになりました。

市外から参加された方は、村上先生のファンが多く、講演会を聞くために九州や四国をはじめ日本各地から飛騨市へおいでくださったようです。

講演のテーマは「薬草でまちおこし、健康おこし」でユーモアたっぷりの話は聴取を笑いと納得に引き込み、飛騨市には約240種類あまりの薬草があり恵まれている環境にあることを知りました。

健康になるためには水耕栽培、化学肥料を使った栽培で作られたミネラルの少ない野草でなく、ミネラル豊富な薬草や自然に生息している草や木の実を飲食することが必要だと話されました。実際、薬草を食べるようになってから、病気にかからなくなった。元気になったなどの声をお聞きます。健康になれば医療費も下がり市の財政負担減少につながります。

日本各地から来ていただけることは飛騨市にとりまして観光振興にも繋がり経済効果が大きいものがあります。この事業は正に地方創生、地域活性化になりますので、村上先生をはじめ正山<sup>しょうやま</sup>教授（生薬学の大家）、奥山教授（栄養指導学）など著名な講師をお招きし、講演会等を開催するなど、新年度においても予算計上すべき事業であると思いますが、どのように考えられますか。

広報ひだによる「飛騨の薬草を学ぶ教養講座」を、記事の掲載だけでなく公民館講座等の企画をされたらいかがでしょうか。

厚生労働省は、食欲の低下や筋力の衰えに伴う高齢者の虚弱（フレイル）を防止するため、高齢者への栄養指導や服薬指導などに取り組む自治体の支援に乗り出すことを決定しました。「フレイル（高齢者の虚弱予防活動）は国民運動にしていけないといけない」と日本医師会としても積極的に取り組む姿勢をみせています。

飛騨市では特産のえごま油、薬草、運動により、飛騨市では有利な高齢者の虚弱対策が出来るのではないかと思います。

村上先生から特に、どくだみの発酵液は有効であるとお聞きしております。そのため

には、先ほど申し上げました3名の教授などの学術研究者の協力を頂きながら高齢者の虚弱（フレイル）防止対策に取り組んだらどうでしょうか。

私が3月及び6月議会で質問させていただきましたふるさと納税について、いよいよ飛騨市も一層推進の方向で取り組まれています。ぜひ、ふるさと納税のお礼として薬草料理付ペア宿泊券を実施したらいかがですか。

「薬草シンポジウム」についての記事が掲載された平成24年7月号の広報ひだにて、交流会で提供された薬草料理が紹介されています。NPO法人「薬草で飛騨を元気にする会」理事長でもある北平嗣二さんらが手がけたものですが、広報記事によると大変好評だったと掲載されております。

国民の健康志向はますます高まっており、薬草料理を広くPRしていけば観光資源になり得ます。飛騨市に足を運ぶきっかけとして、ふるさと納税のお礼の品に追加してはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、薬草で飛騨市を元気についてお答えいたします。

このことに関しましては、昨年飛騨市において開催いたしました「全国薬草シンポジウム」に全国から大変多くの皆さまにお越しいただいたことから、地域おこしのツールとして一定の可能性を感じたところであり、このことは昨年6月及び12月議会において一般質問でもお答えしたところでもあります。

また、産業としての薬草活用を目指す上では、行政ではなく民間レベルでの実践者が必要であるとの観点から、本年度はシンポジウムを機に薬草によるまちづくりを目指して設立されたNPO法人「薬草で飛騨を元気にする会」に薬草を活用した新たな商品開発のほか、市民への薬草活用知識の普及のための講演会・勉強会の開催、取り組みの共通したコンセプト等を伝えるロゴなどのコミュニケーションツールの制作等の業務を委託し、その推進を図っております。

これまでの取り組みにより、薬草活用の第一人者として著名な熊本県崇城大学の村上教授をはじめとする有識者や、地域で薬草を活用したまちづくりに取り組んでおられる先進地域の皆さまとの関係が構築できたと考えているため、引き続きそれらの皆さまにご指導をいただき、連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それでは、最初の薬草講演会の継続についてお答えします。

薬草を活用した地域おこしを行う上では、ビジネスとして取り組みを牽引する事業者の確保はもちろん、市民レベルでも自主的に身近な植物を活用する取り組みが必要であり、こうした裾野の広い取り組みが結果的に他地域との差別化につながるものと考えています。

こうした意味から、本年度におきましてもNPO法人薬草で飛騨を元気にする会への委託により、6月に村上教授を招聘した講演会を開催しております。

11月14日、15日には「飛騨市薬草フェスティバル」と題したイベントを開催し、その折にも村上教授にご講演をいただく予定です。

いずれにいたしましても、こうした取り組みは、市民や事業者の意向を反映させ、より実効性のあるものとする必要がありますので、市が主体となっていくのではなく、民間主体で開催できるよう検討を進めてまいります。

次に、薬草による市民の健康づくりについてお答えします。

既にご存じのとおり、薬草を健康づくりに活用しようとする上で留意しなければならないことの一つに薬事法による規制があります。

私たちが口から摂取するものは、食品衛生法と薬事法により、すべて食品と医薬品に分類され、食品は医薬品的な効能効果を標ぼうすることはできません。食品の医薬品的な効能効果を標ぼうすると、その食品は医薬品と見なされ、無承認の医薬品として薬事法違反に問われることになります。

これにより、薬草の中には昔から日本人の生活の中で健康維持などを目的に活用されてきたものがあるにも関わらず、現在それを健康指導等に活用することは非常に困難であるのが現状です。

ただし、国資料により、身近な薬草の多くには、野菜などに比べて非常に多くのミネラルが含まれていることも分かっているため、現代版栄養失調とも言われる昨今のミネラル不足を補う手段としては検討の余地があることも事実です。

これらのことを踏まえ、当面は薬草の活用を通じて自分の健康は自分で守る、いわゆるセルフメディケーション意識の向上を図るきっかけづくりとして薬草を位置づけながら、引き続きさらなる活用方法の検討に努めてまいります。

なお、議員ご提案の公民館講座の企画につきましては、既に本年7月に薬草活用を進めていらっしゃる市民団体の皆さまを講師に迎え、実施しておりますので申し添えさせていただきます。

3点目、ふるさと納税のお礼として薬草料理ペア宿泊券の実施できないかについてお答えします。

ふるさと納税お礼の品につきましては、以前の議員の一般質問を受け、見直しを行った結果、本年11月より全面的な更新を行うこととなりました。

今までは寄付者へのお礼の品は、市が選定した数点の中から選んでいただく方法でしたが、今回よりお礼の品の登録希望者が自由に参加できるよう広く公募することとし、食品関係のみならず、工芸品や宿泊、体験プログラムも登録可能としました。募集については、すでに広報誌・ホームページ上で実施し、去る9月3日には説明会を実施したところであります。

また、お礼の品の区分も今までの2コースから5コースに増やし、寄付金額に応じた

お礼の品を寄付者が選びやすいよう改善いたします。

議員ご提案の宿泊券についても、特徴ある宿泊プランや、また体験プログラム等の組み合わせにより、お礼の品として多数ご応募いただきたいと考えております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○2番（中嶋国則）

私、回答を聞き洩らしたかもしれませんのであえてお聞きしますが、新年度に向けて取り組みは、例えば講演会とかそういった全国から宿泊者をたくさん呼べるようなそういう企画に対する事業の継続という意味で新年度の予算計上にどのようにあたられるのかをお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

午前中の2期8年の総括の中でも述べましたように、これからはやはり行政が土台となるいろんな環境を整備して、どうぞという時代ではなく、市民が自らいろんなことを計画し実施する。それをお手伝いするという時代に入ってきておると思っています。

この薬草のことに對しましてもNPOが立ち上がりましたし、こういったものには全面的にバックアップしていくという考えでありますので、来年度そういったNPO法人を中心とされて、全国レベルの計画をされるそういうことがあるようでしたら行政としましては全面的にバックアップしていきたいという考えで述べたものでございます。

○2番（中嶋国則）

はっきりとそういったシンポジウム、あるいは講演会について、バックアップというお言葉をいただきました。NPO法人は立ち上がったばかりでして、なかなか脆弱な部分がありますので、職員の知恵もいただきながら予算的な面で配慮をお願いしたいと思います。

ふるさと納税のことですが、これも民間の知恵を利用してということでした。その中にやっぱり、職員からも民間と一緒にこうい知恵を出すと言いますか、どんなお礼がいいのか。民間だけに頼るのではなく、前向きに職員と一緒に進めていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

ふるさと納税の新しい制度の始まりが11月ということで、それに向けて準備を進めておるところでございます。

今、申し上げましたように先般も事業者向けの説明会を行いました。締切りも間近ということもありますが、この先、職員も市内へ出向きましてそれぞれの事業者様方とお話をする中で新しい商品の開発に向けて取り組みを進めていきたいということを思っ

おりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございます。

薬草による町おこし、健康おこしですが、これは、繰り返しになりますが、NPO法人ができ60名余りということですが、なかなか積極的にこれを町おこしに繋げようという方をお聞きしますと正直、少ないと。薬草で自分の健康を守ろうとする姿勢は当然あるんですが、それは自分の家族くらいで、町全体を薬草のまちにしようというためには職員はじめ、執行部のそういう強力な後押し。何といいますか、言葉は悪いですが、NPO法人に丸投げに近い形でなかなか取り組みが進んでいないようにお聞きします。

その辺のところ、丸投げのような感じではなくて一緒になって、委託事業についても少し力を入れていただきたいと感じているのですが、その辺のところ水上部長いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

NPOの皆さま方の日頃のご努力は私も職員から聞いて気を揉んでおりますけども、普及についてはNPOばかりでなく、先ほどもご紹介もしましたが教育委員会の中で市民講座を開催されております。今年も7月に開催されたようです。

その中で定員が15名から20名と少数であったわけですが、40名から50名くらいの応募もいただいたということをお聞きしております。そのくらい関心が高い取り組みだったということであろうと思いますし、そうしたことはこの先、教育委員会の方とご相談をしなければなりません、進めさせていただきたいと思っております。

また、NPOの皆さま方の方では、いろんな施設の改修、改築等にも向かわれておると聞いておりますし、そうしたことに市の方も支援できるところは支援していきたいと。そうしたことも含めて地道というか道のりはなかなか厳しいと思っておりますけども、しっかりと体制を整えながら薬草の振興について進めてまいりたいと思っております。

○2番（中嶋国則）

繰り返し質問させていただきます。シンポジウムが11月に予定されておるということですが、シンポジウムに代わる講演会でもいいのですが、なんとか継続的にやっていくのが健康おこしまちづくりに繋がると思っております。

来年以降もシンポジウム等あるいは講演会等の計画を予算要求の時期に入っておりますけども、その辺どのようにお考えでしょうか。水上部長にお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えさせていただきますが、あくまでも新年度予算に限定されるわけですから、そ

のことにつきましてはこれから後、検討させていただくべき事項だと承知しておりますので、ここでの発言は控えさせていただきます。

○2番（中嶋国則）

今度、市民福祉部長にお尋ねしたいと思います。

高齢者の虚弱（フレイル）防止対策について薬草を利用するというのは非常に効果がありまして、先ほども申し上げましたように、医療費の削減につながると思います。その辺の取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

議員がおっしゃるように薬草についての効能は承知しておるところですが、予防活動につきましては、前にも私お話したかもしれませんが何か一つだけをやれば良いということではなく、特にこの虚弱に関する指導は例えば運動と合わせてそれに必要な栄養をしっかりと採ることで筋力を落とさないというような視点です。

高齢者の方には、持病を持ってみえる方もみえますので、そういうものをしっかりとコントロールするという側面もあります。合わせて、感染症等の予防等にも努めるという様々な今言っただけでもその3つを上手く取り合わせながらということが虚弱を防いでいくための大事な要素と考えるときに今ほどの、1点薬草のこれだけを採れば元気になっていけるということではなく、上手に採り入れて一緒に合わせて元気になっていくというような視点を持って活動していければと思っております。

○2番（中嶋国則）

繰り返しになります。先ほども申し上げましたが、栄養指導の観点で著名な先生がおみえになります。名古屋市立大学の名誉教授でいらっしゃいます、奥山教授という方がみえますが、この方は栄養指導学の大家でありますので、ぜひこういう奥山先生の講演会も企画していただくことを要望して申し上げたいと思います。

時間もないようですので、次の質問に移ります。

遊び場の遊具の充実について質問させていただきます。

ブランコ、鉄棒、滑り台、ジャングルジムなど遊具で元気に遊ぶことは子どもの成長にとって、欠かせないものです。

しかし、遊具による重症事故が後を絶ちません。最近では利用者から事故に対する管理責任を問題にされることが多くなってきました。その為、安全点検については市の所有である都市公園については市の所管である部署においてしっかりと安全点検がされています。

しかし、行政区が自らの負担で設置した遊び場等の遊具については管理費として安全点検料、修繕料、敷地の借地代などの負担があるわけです。地域の子ども会育成会の方々のお話を伺いますと、安全点検料だけでも4万円から5万円かかります。安全点検をし

た結果、修繕料がさらに大きく負担することになると行政区だけでの管理は困難になり、やむなく、遊具を撤去することも検討しなければならないそんなことを聞きます。

そして、なんとか市の補助があればありがたいそんな声が聞こえてきます。また、遊具を新しく購入するとなるとブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒などこういった4つの遊具を新規で購入するようになると、150万円から200万円は必要であるということです。

そこで、2点について伺います。

1点目、遊具の安全点検料の補助制度の新設はできないでしょうか。

2点目、遊具の購入や子どもの遊び場整備工事費等の補助率を現在の4分の1から大幅アップして行政区の負担を軽減することはできないでしょうか。お尋ねします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

3点目のご質問の子どもの遊び場設置及び設備の充実等に対する補助をについてお答えさせていただきます。

まず、このご質問につきましては、前回、第4回議会定例会に引き続きとなりますが、最初に補助制度の目的を述べさせていただきます。

この要綱では、児童福祉法の規定により、幼児の健康の増進と情操の涵養に資するために、「飛騨市行政区等設置条例」で市長が認めるものが行う地区子どもの遊び場の設置及び設備の充実に係る事業に要する経費について、行政区等に補助金を交付するというものであります。

それでは、1点目「安全点検の費用に対する補助制度の創設を」につきましては、前回お答えさせていただきましたように、遊具安全点検の費用に対する補助制度の創設という考えは現在持っておりません。このことは、建設した施設、設備の維持管理にまで補助することは、補助金のあり方としてふさわしくないと思慮するからであります。

2点目の、「子どもの遊び場設置及び設備の充実に係る事業に対する経費の補助率4分の1の大幅アップを」につきましては、子育て支援施策の充実、ひいては人口減少対策という観点からも新年度予算編成において検討したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○2番（中嶋国則）

2点目の補助率を大幅アップの件につきましては、新年度予算において検討するという事で4分の1から大幅にアップされるものと理解してよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

大幅ということでは、ここでは限定できませんが、アップするようには向かっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○2番（中嶋国則）

アップがされるということで感謝をいたします。

この件につきましては、6月議会でも取り上げさせていただきました。予算委員会で市民福祉部の所管の時にお願いをしたことがあります。地元の区長さんや育成会長さんがこの補助制度がないかということで、総務課、教育委員会それから都市整備課でたらい回しにされた。たらい回しにされたというのは、総務課、教育委員会、都市整備課の方が補助制度があるということを知らなかったということです。

こういったことについて、職員も知らないということですし、市民も知らないということ。これはPR不足に尽きると思いますが、井上市長の答弁では検討していくということでしたので、所管の部長としてPR不足を今後どのように解消されるのかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

前回の折にそのようなご指摘を受けて、その後、担当課長とも話をしこの制度につきましてはきちっと担当課にはもちろんですが、市民の方も周知していくようにということで、具体的には広報に出したりとかということを考えていきますので、よろしく願いいたします。

○2番（中嶋国則）

私の思いで簡単に言いますと、これは教育委員会になるかと思いますが子ども会の育成会長会議というものが古川町の場合ありますし、他の3町にもあるのではないかなと思います。そういった席で育成会長さんに「遊具についてはこういう補助制度がありますよ」と一言、言っていただければ、こういった問題は解決していくのではないかなと思います。

後、40秒しかありませんので、もっと質問したかったのですが、1点だけ。

市のホームページの暮らしに役立つ補助制度一覧が載っております。これは、町内回覧もされておる補助制度一覧です。こうしたホームページに載せれば、補助申請が多くなると思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

議員ご指摘のとおりですので、そのように向かいたいと思いますのでよろしく願いします。

○2番（中嶋国則）

そういったことで、今後、周知徹底をしていただくとこととそれからホームページに載せていただければ市民も見ますし、職員も見erわけです。そうしますと先ほど申しましたように各課をたらい回しにするというようなことは防げるとお思いますので、お願いいたします。どうもありがとうございました。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時33分 再開 午後1時33分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は2点伺いたいと思います。

まず1つ目に指定管理施設の統合問題と、今後の雇用の場としてのありかたについて伺いたいと思います。

新会社の設立にあたっては、資料を読み解くほどに色々な疑問が出てきております。

この4月、各常任委員会の所管事務調査が行われました。その際の説明では、第三セクター会社の統合で、「指定管理施設のより効率的・効果的な管理運営をし、組織の再構築を行い、市の経済発展を推進する」というふうになっています。

また、8月28日の全員協議会の説明では、「この新会社は、市の第三セクターとしての立ち位置を活用して、観光・商工の振興および若年者雇用に貢献することを存在目的とする」としています。

平成16年に合併したこの飛騨市ですけれども、平成の大合併の多くに、全国的にですけれどもなかなか良い結果が出ていないのが現状です。

株式会社の季古里・ねっとかわい・飛騨まんが王国の3つの会社の統合は、この合併と同じような轍を踏むのではないかと大変心配しております。そうではないという確信なり、市の秘策があるのなら私たち市民は大いにその説明を聞きたいと思います。2・3回聞いただけでは新会社の設立に向けての計画というのがなかなか理解できませんので、きょうは調度いい機会ですから、市民の方々に分かりやすく簡潔に説明願いたいと思います。

まず1つ目に、統合が不可欠としているその根拠は为什么呢。また、この新会社は事業譲渡方式というシステムで設置されるようですけれども、この事業譲渡方式とは为什么呢。これまでの指定管理委託との違いは为什么呢。伺います。

2つ目に、「管理だけではなく、新たなビジネスの中に管理を巻き込む」と市の説明がありましたけれども、具体的にどのようなことを想定しているのか伺います。また、そのようなやり方で成功している実践例があるのか伺います。

3つ目に、市は経営参画しないと申しますが、私たち市民の血税で多額の資金を投入するからには、やはり大株主ですから責任があるはずで。そのような市のスタンスを、果たして多くの市民が納得するのか。これはどういうことなのか伺います。

4つ目に、若年者雇用に貢献することを目的とするというけれども、具体策をお聞かせ願いたいと思います。

5つ目に、市の指定管理施設が一部ブラック企業化しております。最低賃金の問題、また、雇用計画の問題など様々な問題が起きております。従業者・従業員・労働者の福利厚生や、給与の補償など民間事業者と相当劣っている施設もあり、これは大変恥ずべきことであると思います。新会社はそういうことが改善できるのでしょうか。市民の暮らしを守るのは市の責任でありますけれども、新会社に行政指導は発揮できるのか伺います。

6つ目に、上限2億円という新会社への運転資金の出資は、これは何を根拠にしているのか分かりやすく伺います。

7つ目に、企業誘致の実現が見込めない飛騨市ですけれども、それに代わる雇用の場として、今後は、私は指定管理施設を改めて見直す時期ではないかと考えております。

ただし、統合によって各施設の良さ・魅力が増幅するのか、これが今大変疑問です。

あくまでも、これらの施設は公の施設、飛騨市の施設なのですから、これまでの民間任せの発想を転換させて市が積極的に、そして若者が安心して働くための施設の整備に力を入れるときではないかと思いますがいかがでしょうか。

7つの質問にお答えいただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、指定管理施設の統合問題と、今後の雇用の場としてのありかたについてお答えします。

まず、籠山議員にお伝えしておきますが、「指定管理施設の統合問題」とされていますが、ご質問の内容を確認させていただきますと、第三セクター会社の統合に関するご質問と思われるので、そのように解釈し、順次、ご質問にお答えしたいと思います。

なお、前提として、あくまで施設の管理を請け負っている会社の経営についてとお考え下さい。

市内の第三セクター会社、(株)季古里、(株)ねっとかわい、(株)飛驒まんが王国の統合につきましては、平成24年の議会の附帯決議を受け、平成25年度より指定管理施設の抜本的改革に取り組んでおり、議員の皆さまには、これまで議会の一般質問や全員協議会などの場で進捗状況を説明してきたところです。

1点目のご質問についてお答えします。昨年11月及び先月の議会全員協議会でもご説明しているとおり、既存の第三セクターが管理・運営を行っている施設については、指定管理料の縮減を図るために人件費等管理経費の抑制に努めるあまり、必要な企画や営業といった通常の会社経営で営まれるべき行為ができなくなっていました。

商工・観光施設にあつては、本来、売上を伸ばし、市の商工・観光振興に寄与することが求められており、その実現のためには会社統合により規模のメリットを活かし、必要な企画や営業部門を強化すること及び、施設間の連携を図り相乗効果を出していくことが必要不可欠であると認識しています。

また、今回の統合方式は事業譲渡方式を採用する予定ですが、通常、会社統合の手法としましては、ご承知のことかもしれませんが、「事業譲渡方式」、「合併方式」、「事業持株会社方式」、「純粹持株会社方式」などがあります。

今回の統合については、「統合目的の達成可能性」、「対等の精神」などを踏まえ、既存株主のご理解を得たうえで、新会社設立による「事業譲渡方式」を採用する予定です。この手法は、既存の第三セクター会社が行っている事業のすべてを新会社に譲渡するものです。

なお、会社は統合されますが、これまでの指定管理者制度を活用した公の施設の管理・運営については、違いはありません。

2点目の新たなビジネスに関してですが、国が定めた「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の中でも「第三セクター等の活用」の中で、「地方公共団体の区域を超えた施策の展開」を期待されておりますが、飛驒市以外への進出については、一朝一夕に実現し得るものではありません。

したがって、今回の新会社が目指す非指定管理事業領域については、例えば、指定管理施設の稼働が低い冬季間に民家の雪降しを請け負ったり、地元産品のネット販売事業を展開できないかなど、現在、検討作業を進めています。

実践例について調査している訳ではありませんが、第三セクター会社はもともと、地方自治体や民間からの出資を受け入れ、民間事業者という強みを活かし、さまざまな事業を展開していますので、今回の新会社における新規事業の展開については目新しいものではありませんが、売上高増加を狙い、雇用の安定確保のために積極的に展開していくことが望ましいと感じています。

3点目の出資における市の責任についてですが、議員がおっしゃるように出資金には

当然、市税も含まれております。したがって、基本的なスタンスとしては、健全経営を行っていただき、出資金が毀損しないよう会社運営を行っていただくことを期待しています。

市以外にも法人株主になっていただくべく、現在、民間企業等に出資の要請を行っていますが、出資いただく前提条件も健全経営は必要不可欠であると認識しています。

なお、飛騨市では、他の第三セクター会社でも経営にまで参画している事例はほとんどありません。行政の力を背景にするのではなく、自立した経営に移行できるように必要な支援と指導をしていきたいと考えております。

4点目の若年者雇用への貢献についてですが、会社統合により既存事業遂行における間接業務のスリム化を図り、なるべく雇用の正社員化を進め、若年層の雇用拡大に繋げることを目標としています。

また、新規事業を拡大することで雇用機会も創出されるわけですので、積極的に若年者雇用を進めていくことになろうかと思えます。

5点目の新会社における社員の処遇についてですが、企業統治、つまりガバナンスは統合における重要ポイントであると認識しています。今後、新会社における就業規則等必要な社内規定の整備を行っていく予定ですが、基本的には、既存の指定管理事業領域及び新規事業を含む非指定管理事業領域での利益を創出し、その利益を従業員へ還元する仕組みを構築することとなります。

具体的には、新たに創出した利益を今後の新規事業への投資と従業員の業績給として支給することを目指し、誰もが納得のいく処遇環境の実現を図っていききたいと考えています。

6点目の出資額についてですが、既存3社の資本合計は約2億1,100万円であり、また、各社の純資産合計は約1億8,300万円です。既存事業の円滑な運営、更には新規事業等の柔軟な展開を行っていくためには、今回、補正予算に上程させていただいた2億円程度の出資を有することが適切と判断しております。

なお、先ほども申しましたように、民間企業等から出資を要請していきますので、一旦は、市が2億円を上限に出資することになるかもしれませんが、民間資本が入ることが決まれば、市は保有株式を出資者に譲渡し、出資比率を圧縮していくこととなります。

最後の質問ですが、確かに、施設の老朽化等もあり指定管理施設の見直しを行っていくことは重要であるとの認識に立っており、基本構想の中でも平成30年度のあるべき姿をご提示しております。現時点でも現指定管理者の皆さまは事業計画を立案し、その実現に向け企業努力を行ってみえますが、今後、どのように企業努力を重ねても目標となる指定管理料での管理・運営が困難と判断された場合は、施設の統廃合も含め検討することになります。

議員は「民間任せの発想を転換させ」とおっしゃいますが、指定管理者制度の導入は民間のノウハウを活用することで自治体の直接運営では実現し難いサービスを提供し、

特に、商工・観光分野における指定管理施設にあつては、売上を伸ばすことが求められています。売上の増加が市の観光や商工の振興に寄与し、地域における雇用を拡大させ、地域全体の経済が発展することにより住民の福祉の向上が図られるという好循環に繋がっていく必要があります。

そのためにも、新たな第三セクター会社を含む民間事業者の企業努力に大いに期待しているところであり、市も手放しではなく、今回の抜本改革での取り組みのように事業者と一体となり取り組みを継続していきたいと考えています。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○17番（籠山恵美子）

冒頭に部長が説明された、いくつかの方式を説明されましたけれども、今回の事業譲渡方式ということなのですけど、色々調べてみました。

事業譲渡方式というのは、確かにそういう言葉・文言がありまして、「事業実態は別の法人格に移して、優秀事業部門を中心に事業実施の維持・再建を図る方法である」ということが書かれてあります。「事業自体はスポンサー企業の一部門として再建していくこととなります」と。これは民間の表現でしょうけれども、そうになっています。

「事業譲渡方式の手続きとしては、優秀事業部門を中心にスポンサー企業に譲り渡しをし、事業譲渡代金を原資として債務の弁済をしたのち、債務者企業は清算されることとなります」と。こういうことが事業譲渡方式ということならばですね、私たち議会に説明された、この間、8月28日に説明された新会社への出資額などの色々な資料を見ますと、株の精算のために今回9月補正予算で上程されるお金が、運転資金が精算のために新会社の経営者に渡り、そこで精算されるというやり方になるわけですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

いくつかあるようなんですけど、まず、事業譲渡方式。今、籠山議員は最後に債権が云々とおっしゃられましたけれど、そういったことというのは特別な事情があることではないかと私は推測をいたします。

今回の場合は、3つの会社がそれぞれの事業を新しい会社に譲渡する。それで最終的には既存の3社の株主さんに原資をお返しするということになるかと思えます。

ただ、その時に毀損してあるかどうかというのは今後の事業価値の算定がありますので、その折にまた説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回、事業譲渡方式を選定いたしましたのは、例えば「合併方式」というようなこともありますけど、これはどこかの会社に2つの会社を引っ付けるような、どちらかというとな名が残り、その組織も残り、そこにくっ付いていく感じになるようなイメージだと思いますけれども、そういったことが、果たして3社が統合するにあたり今の3社というのは、それぞれの地域に合った会社でございますから、その地域性をどう考えるかと

か、従業員の皆さまがどのように考えられるかとか、そういうことも含め検討した結果が今の事業譲渡方式に至ったということでございますのでお願いいたします。

○17番（籠山恵美子）

3社合併ならすごく分かりやすいんですね。合併して、その社長を新たに今までの3施設の社長ではなく、どこからか民間の経営手腕のある社長を探してきましょう。そしてトップに据えましょうっていうならとっても分かりやすいんですね。

そうではなくて、この事業譲渡方式という改めて経営方式の中にある、ちゃんとした正当な方式を活用すると言うものですから、例えば債権の整理・弁済と言っても、第三セクターの施設の場合に、飛騨市が出資している出資株の分が新しい会社の債権になるのか、その辺のことが全く分からないんです。

もし、ここで債権・債務が出来たときにこの間の説明では「飛騨市は、債務負担はしません」と副市長はおっしゃいました。経営にも参画しないと。ということになるとつまり、新会社のトップに民間の優秀な経営者をどこかの会社の社長を据えたにしても、そこで、その新会社にとってみると、大株主で半分以上の株は市がもってくれる。経営にも文句は言わない。参画しない。こんな都合のいいやり方は無いと思ひまして。本当にそれが順当にいくのならいいんですけれども、ちょっとこけて、債務ができた。あるいは不都合が起きた時にどうするんだという心配があるんです。その辺りいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

市の関わり方についてでございますけれども、経営に参画しないというのは、これはヒダクマも同じでございますけれども、やはり民間のそれぞれのお知恵で経営をしっかりと成り立たせて頂きたい。そこに市が介入することによって足踏みをするようなことになってはならないというのもひとつにあるのかもしれません。そういう思いでございます。

それから、債務の関係等々でございますけれども、市は当然に大株主になります。今2億円を当面出資し、出資者を募りそこで、市の負担を減らしていくという話を申し上げましたけれども、今回は、新会社にすることによって株主さんの数も減らしたというふうに考えております。そうすることで株主の透明性も図りたい。実際、経営をされるにあたって株主として何も言わないということはないと思っています。

当然に今でも第三セクターの中へいろんなご意見を申し上げておるわけですし、そういう立ち位置については変わらないというふうに理解をしておりますし、先ほども申し上げましたけれども、原資が棄損していくことのないようにしっかりと注視をしていく立場というふうに理解をしております。

□副市長（白川修平）

補足をさせていただきます。会社は合併をする際には先ほど部長が申しましたように

いくつかの方式があるわけでございます。

最近よく行われるのは持株会社ということで、ホールディングズ方式という、親会社がいてそこが株を発行しながら子会社の株を全部持って行ってそれぞれ譲渡するというような方法もございますし、籠山議員がおっしゃいましたように、どっかの会社とどっかの会社がふたつをひとつにするというような形もあるわけでございますが、今回、事業譲渡方式を採用しましたのは、部長が申しましたように3会社につきましては合併前の旧町村でできたところが発端でございまして、それぞれの会社のアイデンティティと申しますか、思い入れが強いということもあって今回、新たな会社を造ることによって、そこに事業を全部、譲渡するという方式を採らせていただきました。これは、それぞれの地域の思いとか、会社を作った時の設立の趣旨と言うものを尊重するということが前提でございます。

考え方としましては、今回の2億円を原資にしながら新会社を立ち上げて、当然、その役員もつくるわけでございますし、定款を作って3つの会社が行っていることプラス、新たにどういう事業展開をしていくかということを現在、社長レベルでも話を進められていますし、従業員の方の段階でも話を進めてみえるわけでございますし、こういうことをやったらどうだ、ああいうことをやったらどうだというようなことを新会社の中に盛り込んでいくということでございます。

その際に、事務手続きとしましてどうなるかと言いますと、全ての会社の業務、それから、職員も含めてなんですが、新会社が3月31日で、4月1日から全部新会社に移っていただきます。その時に新しくできた会社が、旧の会社を買うということになります。

したがって、旧の会社はもう従業員がいない中で、お金を持っていて、当然その払わなければいけない請求書とか、いろんなものがあるわけですので、それを何か月かかかって整理をして、最後に残ったお金を株数で割りまして、一株あたりいくらという金額がでるわけでございますが、これを全ての株主、当然飛騨市も含めてですが全員、一律に配分をして会社をきれいに清算します。これが、来年4月以降何か月かかかるわけですが、その際に当然会社の解散の手続きの株主総会をやってきれいにしてしまう。その為に今、何をやっているかと言いますと、会社を買うための、例えばねっとかかわいならねっとかかわいの評価額を出して、新会社がねっとかかわいに対して、いくらで買うのか。お金をどれだけで買うのかということをして現在、評価をしておるところでございます。その買うお金と、現在持っているお金を含めて、会社で清算して、きれいにするという形でございます。

それから事業譲渡でございますので、指定管理につきましてねっとかかわいとかまんが王国とか希古里もそうですが、指定管理を受けていますが、指定管理につきまして年内に市に戻すという手続きをしていただいて、もう一度議会の議決の中で、新会社が4月1日以降指定管理をできるような議会の手続き、これは12月議会を予定していますが、

12月議会の中で新会社の指定管理の議決を頂いて、4月1日からは職員は同じであります。違う会社として運用をしていくということでございます。

それから先ほど、市が参加しなくていいのかということをおっしゃいますが、具体的にねっとかわいもまんが王国もそうなんです。市は50%以上の株を持っているわけですが、経営には一切参画をしていません。これは今回の会社が初めてではなくて、飛騨市が持っている会社の第三セクターのほとんどが。希古里だけは前の経緯で市長が役員の名に加わっていますが、それ以外の会社は市は一切、経営に参画していない。

ただし、第三セクターですので、当然、毎年議会にも経営収支の報告をさせていただきますし、また、担当の方では、会社に行って状況等の把握をする。これは今までのねっとかわい、まんが王国でやっていた手法を同じように投資をするということでございますので、今回の新会社だけが、全く経営から手を放すということではないということも改めてご理解をいただきたいと思っております。

○17番（籠山恵美子）

少し分りかけてきましたけれども、市が経営参画しない。あるいは大株主として行政指導、監督をしないということについて。だからね、これまで3施設がなかなかうまくいかなかった要因の一つなんではないかと私は思うんです。

午前中の内海議員の質問にもありましたけれども、内海議員が言及したのは、役員報酬のことです。私が一番心配するのは、若年者雇用に貢献するというそういうお題目で新会社を設立するということを公に言っているんですけども、例えばこれまでの経営参画しないというこれまでのやり方で、これまで指定管理のそこで働く人たちの労働を守る。身分を守るということから、これまで執行部とやりとりしてきた中では、やはりそうなんです。民間がやっていることなので、市はそういうところには口出ししませんという感じだったんですが、その為に、役員報酬の格差も広がってきている実態がある。

それから、先ほど私はちょっと厳しい言い方をしましたけれども、ブラック企業というのは今、全国的な問題になっていますので、このブラック企業化しているというのは、例えば岐阜県の最低賃金。この27年の10月には754円ですよ。今は734円ですかね。この最低賃金でさえ守られていないということは、労働基準法違反なんですよ。そういうことをみすみす見過ごしているというやり方は、無いと思うんですよ。そういうことで、若い人たちがなかなか続かない、あるいは大変な過重労働をしているということがたくさんあるんです。そういうことがね。

ですから、そういうことがちゃんと改善されて新会社になったら本当に若い人達が、市内の若い人じゃなくてもいいですよ。働きたいという人が生き生きと働き、いろんな知恵を出し、アイデアを出し会社を盛り上げていく。そういうような前向きな会社になっていくのかどうかですよ。そのためには、やはり行政のちゃんとした行政指導が必要なのではないかと。経営参画もちゃんとそういうところはきちんと口を出していくべ

きではないかと思うんですね。

今、副市長の譲渡方式のやり方聞いていましたら、なるほど。中津川の「クアリゾート湯舟沢」というところとやり方一緒だなと思ひまして。

ここの中津川で今、問題になっているのは、指定管理施設を民間会社。東京渋谷のホテル会社を買収したそうですが、その時の約束という協定ですかね。全部の従業員のいろんな仕組みやそういうものをこれまでやっていた中津川のやり方を引き継ぐと。こういうことで契約したんだけど、実際を買収して新会社が設立したら全員解雇だと。新しく雇用しなおすって。こういうことになってしまって今、大変な問題になっています。

ですから、民間任せにしておくと、こういうことにもなりかねない。これでは、今、一生懸命飛騨市が資金を投入してですよ議会の了承も得るんでしょう。そうやって新会社で新しくスタートして、なんか希望がある。若者の雇用に希望がみえる。そういうことをやろうとしているっていても、その先に保障がない。これでは、大変心配なわけです。このあたりは飛騨市はちゃんと新会社の経営者とやっていく自信はありますか。あるいは、そういうこと文書できちんと確約させるということを考えておられますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それぞれの会社が新会社に移られる中で、当然それぞれの会社の中で臨時総会を開かれて、決議をされるわけですがけれども、その中で当然に職員のことでとか、事業のことでとかそれぞれの会社と新会社の契約事項は出てきます。

それをもって承認されていくわけですから、今ほど、おっしゃったような、なってみたら全員が解雇とかそういうことではないと思っていますし、もうひとつ、先ほど副市長も少し言いかけられましたけれども、今、合併に関して三社の社長さん達の会合も当然に持たれております。これは、全員協議会でも話をさせていただきました。

その下にそれぞれの会社の従業員の皆さまで、これは代表者ですけれども構成されます次世代メンバーと言っておりますけれども、そこでの会議も頻繁に開いております。その中で内容としては、この先、どういう事業をやっていくのかということもそうですけれども、今、自分達の置かれている環境についてもそれぞれがしっかり出し合って、それを理解したうえで合併にどういうふうに関わっていくのかという。自分達がどういうことをしていくんだということを今、一生懸命考えておるところでございますので、今ほど言われたことについては私どもは心配はしておらんというか、今後もそういう形でやって行かれるんだというふうに思っております。

○17番（籠山恵美子）

これからもしっかり私は見守りながら、また、きちんとチェックをしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

2つ目にいきます。

飛騨市の職員への懲戒処分から見える、市当局の不可解な問題についてというテーマで伺いたいと思います。

もう皆さん、様々話題になっておりますし、きちんと報道もされておりますので、まず、質問から単刀直入に行きます。

1つ目に、辞職した福田氏の履歴ねつ造問題。これは、平成23年11月8日の新聞報道に端を発しました。それから3年10か月。この市の調査がここまで引き延ばされたのはどんな理由があったのか伺います。

2つ目に、この間、市の懲戒処分審議委員会は関係した方々、職員に数十回聞き取りをしたと伺いました。どんな意図で、日程的にはどんな進捗で数十回行われたのか具体的に説明を願いたいと思います。

3つ目に、8月28日付の懲戒処分報告書の内容というのは、この問題を平成23年12月19日に議会が監査請求し、通知された監査報告の内容と実際には、ほとんど変わりませんでした。目新しい事実はそうありません。

しかし、一部不透明な改ざんがありながらも、管理不行き届きという別の切り口で今回、飛騨市は職員を処分しております。

そうならば、当初からそう時間を置かずに、なぜ、もっと早く結論が出せなかったのでしょうか。処分の結論をもっと早くに出していれば、市民への損害はうんと少なく済んだはずですよ。

選挙管理委員会の記録によれば、前回、平成24年2月の市議会議員選挙に福田氏は、また税理士という職歴で立候補しています。選挙管理委員会に税理士で申請しております。

この立候補の前に市がこの問題の結論を出していれば、道義的に立候補はできなかつたであらうし、その直後なら公職選挙法違反で、当然、当選無効となるそういう可能性が高かつたわけです。

この3年10ヶ月の議員報酬は、ざっと計算したところ約2,000万円余です。これだけの市民の血税が不当に支払われたのです。市民が今回の市の対応に承服できない。なぜ今、と皆さんが疑問を思うのは当然だと思います。副市長は、このことについてどう市民に説明するか伺います。

4つ目に、神岡町公民館にからむ職員の懲戒処分も、不可解な一面を持っています。職員OBに何人かにお聞きしました。OBは、担当職員単独の行動はあり得ないと。上司が知らないこともあり得ないと皆さんおっしゃいました。

とにかくこの問題は初めから認識がずれていると思っています。財産の処分による転用とは一体何のことなのか。これが今、飛騨市の執行部の方々の認識にずれがあると思います。この認識を共にみんなで共有して、市と会議所双方の歩み寄りを望みたいと思います。

せんだっての6月議会の閉会直後に、私は請願の採決の時に示しましたけれども、平成18年10月3日付の古田県知事と伊吹文部科学大臣の公印のある書類が、その時は口頭で申しましたけれども、県から届きました。これがそうです。一つは県。一つは文科省からきたものです。それから飛騨市が、当時の市がそれぞれにあげた書類一式です。

これは、神岡町公民館の財産処分のための飛騨市からの申請書。そして、それに対する岐阜県と文部科学省の承認書も入っています。その一式です。これが、飛騨市には存在しないと言われてきております。なぜ、こんな大事な書類が当事者である飛騨市がないのか大変不思議に思っています。この書類をきちんときちんと確認しておれば、今回の職員書処分も様相が違うのではないかと私は思っています。

この手続き書類は今回、飛騨市が下した関係職員への処分に一部不当性がみられると私は思います。その証拠になると私は考えています。飛騨市は、財産の処分による転用というものをどういうふう認識しているのかまず、伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

今の問題につきましては、副市長がお答えをするわけですが、私の方からその前に2点だけ、申し上げたいというふうに思います。

一つには、この問題の重大性でございます。私達は、住民情報や戸籍情報、税情報など市民の様々な情報を保管しております。そして、市民は市役所だからこうした情報を保管することを認めていただいております。

ところが、この度の事件はその情報に接することを認められた職員が、あろうことか、この情報を故意に改ざんしたわけでございます。このことは市役所の業務について信頼をなくす重大な出来事であり、深刻な事態だと認識しております。事件が発覚した時点で時効が成立しておりましたので、刑事事件とはなりませんでしたが、全ての職員が事態の重さを再認識し、再びこうしたことが起きないように努めてまいります。市民の皆さまには、深くお詫びを申し上げたいと思います。

もう一つは、懲戒処分でございます。懲戒処分には時効がございませんが、処分対象者が一般職に属する地方公務員に限定されておまして、特別職や退職者は対象となりません。それは適用法令である地方公務員法が、一般職に属する地方公務員を対象にした法律だからでございます。以上、二点を申し上げたいと思います。

なお、籠山議員が一番最後に申されました、その書類の件でございますが、この書類があるかないかは別といたしまして、その手続きは前のときも申し上げたんですけど、公民館を作るが故にいただきました補助金。これの補助金の適正化法に基づくものでございまして、目的外に使う場合は、その補助金の趣旨に反するからその分を返さないという手続きを取ったわけでございます。

商工会議所が公民館に入ったがために返さなければならなくなったものでございます。それを返したことによって、それが公民館ではなくなったことではないということは前に述べたとおりでございます。手続き上は県が、国が「今、飛騨市のある部分は公民館で認めていない」というのは補助金を返還したからでございます。あくまでも公民館をとおして位置付けるのは市でございますので、市は自治法と社会教育法に基づいて公民館をあそこに設置しているということにつきましては、条例を見ていただければ分かることでございますので、そのことをもって、あそこが公民館と違うんやと。それで商工会議所が入っていてもいいということには繋がらないということには再認識をしていただきたい。これは前に述べたとおりでございます。籠山議員の言っていることは間違いございません。それは補助金の適正化法に基づく手続きの話でございますので、そのとおりであるということでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

それでは具体的な案件につきまして答弁をさせていただく前に、私もお断りをしなければいけないわけでございますが、私も当時古川市役所の職員として関わっていた職員でございます。市民の皆さま方に対しまして、まず持ってお詫びを申し上げたいと思います。

それでは、具体的なお質問につきまして答弁をさせていただきます。

まず、どうして調査が延びたのかという1点目のご質問でございます。一番の理由は、処分理由が確定しなかったことであります。懲戒処分といえども、正当な理由なく処分を行うことはできません。職員が、懲戒処分を受ければ不利益を蒙ることになりますので、処分内容に不服があれば、公平委員会に訴えでることもできます。それでも不服なときは、裁判を行い裁判官の判断を仰ぐわけでございます。

このたびの懲戒処分は、いずれの当事者も元職員、福田氏の辞令歴を記録した電子情報を改ざんしたことを具体的に認めていません。

したがって、顧問弁護士とも幾度となく協議を重ね、最終的には、当時の係長が福田氏から依頼を受けて、こここのところはっきりしていないわけでございますが、直接か間接かは不明ながらも、履歴を改ざんしたと認定できたために処分を行ったものであります。三番目のご質問でございましたように、決して管理責任のことだけで処分したのではなくて、履歴の改ざんにつきましては当時の係長が主体的に関わったと。これを認定できたから、この度、処分をしたものでございます。

それから、聞き取りのことで、どんな日程でということでございます。最初の聞き取りでございますが、平成23年12月13日でございます。新聞報道は、籠山議員が御指摘になられた日付ではなくて11月29日でございます。したがって、11月29日から2週間後のことでもあります。この時には、元職員の税務課以外の税務に関する

勤務状況につきまして、当時、古川町役場で勤務をしておりました5名の職員に、福田氏が税務課以外のことに関して行っていた業務に関しまして、税務課のような仕事をしたかどうかということを確認するとともに、今回処分を受けた内の2名のほか、当時の町長からも直接の聴取を行っております。

聴取した担当者は、現総務部長と人事担当の係長で、役職につきましては現在と同様の者が事情聴取を行っております。この2名で行いました。

ところが、この年の12月19日に籠山議員がお話になられましたように、議会において監査委員に対して監査請求がなされたことから、私どもの方の調査は中断しました。

翌年の平成24年2月24日に監査結果が提出されたことから、市では当時の顧問弁護士に対して行政処分、懲戒処分の可否を尋ねたところ、監査結果では担当係長の関与が具体的になっていないということで、明確な証拠がない以上は、これ以上、処分ができないというのが当時の顧問弁護士の見解でございました。その結果、処分を保留したわけでございます。

その後、国税審議会への内容証明が判明しましたので、このときにも、顧問弁護士に対しまして、懲戒処分の話をしたわけですが、顧問弁護士は誰が職印を押し、誰がシステムのデータを改ざんしたかは不明であって、処分が困難であるところのご指摘をいただいたところでございます。

平成25年度から顧問弁護士が変わりまして、また行政処分を行わないまま推移したわけですが、平成26年6月10日に新しい弁護士に対しまして、この件に対しまして、この件についていつまでも保留しておくわけにはいかないということで確認をしました。その時にも、弁護士は本人の供述がないと処分ができないということを指摘されましたので、この年の11月10日から平成27年4月7日まで14回にわたり、担当係長、担当者2人、それから福田氏、それから元総務課長2人へ事情を聴取し慎重に進めてきました。

その他の調査事項としては、税理士試験免除申請に必要な履歴書の様式の確認、それから国税審議会に提出された履歴書に押印をされておりました職印の照会、市町村日誌による当時の状況、市町村行政情報センターへのシステム内容の確認などを並行して行っております。また、処分を決定した審議会は3回開催し、弁護士の見解も得ながら今回の処分に至ったわけでございます。

3点目の、もっと早く処分を出すべきなのではなかったか、市民へ損害を与えたのではないかというご質問でございますが、まず市議選でございますが、福田氏が市議会議員選挙に立候補しなかったか否かについては、議会からの請求に基づく監査結果が市議会議員選挙後の2月24日に提出されております。ということで、私どもに責任があるというふうには認識いたしておりません。ちなみに選挙は2月19日でありました。この間、監査委員の方で監査が行われていたわけですが、私どもの方で、このことについて加わることはできなかったということでございます。

また、監督不行き届きということをおっしゃいましたが、先ほども申しましたように、今回の処分につきましては、改ざんにつきまして市として認定ができたから中心的な役割を果たしたということを確認したために処分をしたものでございます。

また冒頭に市長が説明させていただきましたように、私どもは福田氏に対して懲戒処分を行うことはできません。また、事件発覚直後から刑事告発につきましては、当然検討し、慎重に判断しております。告発すべき事実があれば告発すべきであると考えていましたが、当時の弁護士に相談したところ、そのときすでに時効期限を迎えていたということをはっきりご指摘なされましたので、今回の職員の懲戒処分にとどめたわけでございます。

それから4番目、神岡町公民館の件でございますが、籠山議員のご質問と少しニュアンスが違っております。この度の処分につきましては、神岡町公民館の事務室を神岡商工会議所に貸し付ける際の使用料を、正規に計算した使用料よりも安価に算出したことについて処分したものでございます。

担当職員の聞き取り調査におきましては、当然、懲戒処分に係る事項でございますので、上司からの命令があったのか、個人の単独でやったのかということは重要な案件でございます。上司からの命令について再三質問したわけでございますが、本人たちからの弁明では上司からの命令や指示は一切なく、商工会議所からの依頼を受けて自らの意思でやったというふうに認めています。

また上司につきましても聴取しておるわけでございますが、契約の前の占有面積については説明を受けたが、50万円しか支払えないために占有面積を故意に小さく算出した説明を受けていないと証言しており、担当者が上司に対しまして具体的に報告した事実も確認できませんでした。

なお、契約に関する決裁と供覧が残っておらず、本人と退職者を含む当時の関係者の証言や現存する資料を基に懲戒処分を下したものでございます。

次に財産に関する考えについてお答えします。これは前回の定例会でもご質問がございます。再三申し上げているとおりでございますが、市有施設である神岡町公民館は、地方自治法第に定める行政財産。これは合併から変わっていません。

籠山議員には一度、現実的・客観的に判断していただきたいと思いますが、建物の電気や空調などを制御し、監視する機器が事務室にあります。この事務室が公民館でないとなれば、神岡町公民館は十分に機能するのでしょうか。

行政財産を普通財産にするということは、こうした目的がなくなったために普通財産にするわけでございますが、こうした手続きが書類等も含めて一切なされていないわけでございます。今回の商工会議所に対しまして明け渡し請求につきましては、私どもとしまして、こうした不都合を解消するために、さらに言えば、振興事務所に空き室を準備できたことのできたために、その神岡町公民館を本当に公民館の機能として一体的に使うためには、あそこを明け渡していただいて、一体的に管理をしたい。そういうこと

を目的としまして明け渡し請求をしたものでございまして、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

なお、教育委員会に対しましてのご質問でございますが、管理者である教育委員会からは神岡町の社会教育の拠点施設として生涯学習を積極的に進める必要があるため、今後においても施設の有効活用に努め、神岡図書館とも連携を図り適切な運営管理を行うということの旨を報告受けておりますので、合わせて報告させていただきます。以上です。

〔副市長 白川修平 着席〕

○17番（籠山恵美子）

この問題は当時、平成24年の3月議会で池田議員がこれ一本で一般質問やっております、そのときの市長・副市長と池田議員とのやり取りの議事録を何度も読み返しました。このときには、色々池田議員もかなり突っ込んだ丁寧な質問をしていましたけれども、監査請求を出したのは議会であり、その監査結果に関しては自分たちが色々言える立場ではない。言うべきではないと交わしておりました。

しかし、今回は市が調査しましたので、市の色々なその時の調査した結果については色々不満があるわけですがけれども、今回はなぜこんなに長い期間引き延ばしたということについては履歴の改ざんが認定できたからだとおっしゃいますけれども、当時の監査報告、議事録のやり取りの中でも、すでにこのときに履歴の改ざんは認定できていたよね。福田氏ご本人も、そういう話をしているというのは議事録にも載っております。だから、それが今になって確認できたというのはちょっと解せないわけですし、間間に色々調査しながら前の弁護士、それから新しい弁護士、これではなかなか処分できないということでしたが、その辺りもなかなか私は理解できないです。

では、今処分できたというのは、なにが違うのかといいましたら、本当にそんなに違いはないんですよ。今回出された内容なんかすでに全部出ているんですよ。監査結果にも、それからそのときのやり取りをした議事録の中にも出ているんです。

ただ、審議会は最初、個人情報だから証明書を照会してくれないかといったときには、個人情報なのでできないということだったけれども、その後、平成24年3月9日に、逆に国税審議会から照会があったということで、それは新しく明らかになった事実だということなどありますけれど、相変わらず人事給与システムに入力をしてねつ造をした。これは一体どういう経過をたどったのか、どの職員がやったのかということも明らかではありませんし、実際に改ざんしたデータの日付から見ると、みんな午前8時何分ですから勤務中ですよ。勤務中にデータを改ざんしていたということは、やはり大変な問題だろうなと思えます。

ですから、こういうのがこの長い間、処分できなかったというのが今の副市長の答弁を聞いてもなかなか「あ、そうですか」とは言いづらいと思えます。

それから、こういう問題が起きてですね、今本当にインターネットではいろんな情報

を知ることができますから、ちょっと調べれば明らかに違法なことをやっているって分かるんですよ。

例えば、当時も15年に地方公務員だったら税理士の試験を免除できるのは28年以上税務に関して仕事をしていなければ駄目だということを皆分かっていながら、しかもですね、残りのねつ造した14年関わっていたということは、それは妥当かどうかということを議論していますけれども、ちょっとネットで調べれば出てくるんですよ。関わったくらいでは加算できません。いくらでも出てきますよ。明らかに税務関係を管理・監督をし、それに精通をしているそういう仕事をしていて28年以上ですから、職務は自分のいる部署が変わってたまたま福田氏が税務に詳しいからといって、「ちょっとここを教えてくれ。ちょっとここを手伝ってくれ」と言われて「いいよいよ」ってやったくらいで加算なんかできないんですよ。そんなことは、ちょっと調べれば分かりますし、執行部でそれが調べられないというのは不思議でなりません。

それから、町長が便宜を図ってやれと言って、試験を免除できるための証明書に公印を押したということですが、これもいつ誰がどうやって決裁を取ったのか、取らなかったのかさえ分からないということですが、飛騨市の公印規定。これは多分、合併のときに古川町をそのまま引用して飛騨市の公印規定になったものだと思いますけれども、ここにちゃんと管理の責任がどこにあるのか、あるいは公印を押すときには、ちゃんと決裁を取って許可を取らなければならないということが書いてあるんですよ。こういうことが、つまり誰がどういうときにやったのか分からないということは、これを管理している上司の責任は100%責任者ですよ。そういうことを、きちんとそこに手が届かない。だから実際に手を染めた職員だけは処分されていますけれども、やはり行政の中での連帯責任がちゃんと問われていない。それも処分されていない。こういうことが抜けているところばかりだから市民は納得しないんですよ。この辺りは当時分からなかったんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

公印の前に、冒頭にお話をされたことにつきまして説明させていただきますが、当然、福田氏が頼んだことにつきましては当時から分かっていたわけでございますが、今回の処分につきましては福田氏を処分したわけではございません。当時の担当係長と担当者を処分したわけでございます。

それで、当時の係長がデータの改ざんに関しまして、どのような関わり方を持っていたかということにつきましては、平成24年の監査報告の中では明確になっていない。これにつきましては、私の方で判断したわけではなくて、専門家であります弁護士に監査報告を見ていただきながら、これをもって担当係長それから担当者につきまして処分できるかどうかということを確認をした際に処分ができないということを指摘受けまし

たので、処分を保留したということでございます。

それから、当時の町長の関わり合いにつきましては、事情聴取をした総務部長の方から説明をさせますが、公印でございますが、公印は町長が管理をしておりません。

事務決裁規定を見ていただくと分かるわけでございますが、当時は総務課長、現在は総務部長が公印を管理いたしております。それで、決裁等があったものにつきまして職印を押すわけでございますが、当然、管理責任は当時の総務課長にあるというふうに思っています。

なお、履歴の日付のときの総務課長は当時、私でありましたので併せて報告をさせていただきます。

#### □総務部長（小倉孝文）

今ございましたように、当時の町長の聞き取りですけれども、これは平成23年の12月15日の全員協議会で説明をしております。ご存じの方もみえるかと思っておりますけれども、今一度復唱いたしますと、当時の町長に訪問して聞き取ってきました。

そのとき、当時の町長は町長に就任後、組織の縦割りは機能的でないと思っていたと。そのことから滞納整理等は幹部職員にさせ、いわゆる兼務体制で業務につかせると。例えば建設課の職員が税の徴収時に税務課の職員でないと言われたときには、税務課の兼務であるというように指示されたと言ってみえます。

また、商工課の職員だけが町内の企業が何を製造しているのか知っているのではなく、他の課の職員も知る事の重要性を考え企業の研修をさせたということで、職員が町民のために兼務で公務にあたるというのは当然だというような考えを述べられております。

また、元職員につきましても当時の助役を通じて、税理士になるため研修を終えているとの報告を受け、元職員の兼務事実は認め証明の指示は口頭で伝えたが、誰に伝えたかは不明であると。

また、履歴書に関する証明に職印が押してあるのであれば、私の責任であるというようなことは述べてみえます。

それで、市は何もしていなかったということ先ほど、籠山議員からございましたように、平成23年10月15日のときには情報センターに確認いたしまして、平成15年3月27日にシステムが最終的な更新をされたと思われるというような回答をいただいております。

また、当時の担当職員に聞き取りをしましたけれども、電算システムへの履歴の過失等はないというようなことを淡々と述べております。

それで、この問題が平成26年6月10日でございます。改めて私どもの顧問弁護士のところへ聞きに行きましたら、今の証拠だけでは駄目だと。ただし、当時の職員が自供すれば証拠なしに処分はできるという回答を得ております。

それで私どもが調査をしながら顧問弁護士といろいろ話をしました。最終的に私たちは人事給与システムに入力した者が断定できない状況から、システムの管理担当係長と

しての管理業務は怠慢であったというようなことを述べておりましたら、色々話がある中で、兼ねるという言葉は当時の元上司と、その俗語を作った担当の係長しか知らない。またその言葉については誰にも話していないという事実がございました。その2人しか知らないのに、システムの情報が改ざんされているということは、当然部下に対してなんらかの命令はあったかどうかは別といたしまして、主体的に関わったというのが顧問弁護士の見解です。

ですから、今回、私たちは処分の内容は「辞令にない履歴の作成をほう助し、また、元職員から依頼を受けて人事給与システム改ざんに対して主体的に関わった」ということと、「情報システムの管理不足」であるということを担当係長に対して処分の内容にしたわけです。

また、担当職員については上司からは依頼を受けていないという発言が何度も繰り返されました。それは1回2回でなしに、何回もその話は出てきました。

しかし、これ以上は話の内容が出てこないということで担当者2人に対しましても、要は公務中に8時45分から8時55分ですから10分間、公務中に改ざんされたということでの管理責任をとったわけです。そのことを弁護士にも相談しながら今回の処分を行ったものでございます。以上です。

○17番（籠山恵美子）

時間がないので、この問題は他の議員の方がそれぞれやられるようですので、この後の新しい事実が出てくるかどうか、それに期待しながら次に移りたいと思いますが、神岡商工会議所のことで、お断りしておきますけれども、会議所と市のやり取りを今、私が言っているのではありません。このことについての職員の処分について、当時の状態とそのことについての処分のことについて話しているので、横道それないでやり取りをしたいと思います。

執行部はどうしても目的外使用ということをいうんですけれども、ご存知ですか。平成18年に地方自治法が変わりまして、この行政財産、これまでは行政財産を例えば自販機でも何でもそうですけど、民間に使用させるときには目的外使用という方法しかありませんでした。ですけれども平成18年度の4月から地方自治法が改正されたんですよ。238条の4項第1号。これが変わりまして行政財産といえどもこれを貸し付けることができる、私権を設定することができるというふうに条例改正されたんですよ。ご存じですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。まず1点加えさせていただきますけれども、元町長はこれは監査員の聞き取りでもございますように、辞令を出すということまでは言っていないという、さっきの追加でございますけれども、元町長は辞令を出すことまでは言っていないとい

うことだけはお願いいたします。

今、籠山議員がおっしゃるのは、転用の話ですけれども、これは各全国的に合併が進みました。そうしますと、飛騨市もそうでしたけれども、2町2村に保健センターというものがございました。

ところが実際には2カ所に保健センターを収集しますと河合・宮川の保健センターは要らなくなるということでの転用の話です。これは行政財産を使う場合にはあくまでも目的外使用です。

神岡町のときに平成18年、賃貸者契約ということは借地借家法がでるということで、行政財産を行う場合には目的外使用です。普通はそんな借地契約は行いません。借地契約を行うということは、借地借家法ができてきまして法律では契約が切れてから出て行きなさいということが言えないんです。ですからこの契約は間違っていると。

あくまでも行政財産の目的外使用の申請をされて、そこを許可すると。1年間。というふうに私たちは解釈しておりますので、先ほどの財産の転用とはまた別の問題だというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

□副市長（白川修平）

補足をいたしますが、今回の処分は行政財産・普通財産ということではなくて、本来いただくべきお金をいただかなかった。偽りの契約書を作って面積ではなくて料金の算定を故意にごまかしていたから処分したわけでございまして、普通財産・行政財産というところで議論しているわけではございません。

籠山議員が先ほどおっしゃいましたように、行政財産・普通財産とか補助金どうのこのということではなくて、本来いただかなければいけない計算方法を故意に面積を小さくして、年額100万円以上の金額をいただかなければいけないところを50万円しかいただかないような契約を作ったために処分したということでございますので、職員処分ということに関して言えば、行政財産・普通財産という議論からは少し外れているというふうに思います。

○17番（籠山恵美子）

違うんです。私は文部科学省にも確認をいたしました。岐阜県と文部科学省の見解は一致していました。私の思いと同じでした。

つまり、当時、これはだから処分するにあたった平成18年ですよ。商工会議所が公民館の指定管理者になりました。そのときの手続きは賃貸借契約をしていますよね。なぜ賃貸借契約だったのか。なぜそれが監査で通ったのか。

つまり、その当時は財産を処分して転用という形にした県の指摘によって、そういうやり方を改正地方自治法上の238条の1項4項を活用して、建物の一部の貸付の手続きをしたんですよ。

つまり、その貸付した一部というのは、あの面積ですよ。83.何平米。その補助金を返還しましたけれども、その面積按分は公民館ではないというのが文科省それから県

の見解です。そのための財産処分なんですから。ですから、目的外使用ではないんです。

ではなぜ、当時平成18年から5年、指定管理者になって会議所はあそこに入っています。なぜ賃貸契約がそのまま通ってきたんですか。つまり地方自治法で改正されたとおりにちゃんとした正しい手続きをしてきたんですよ。その当時の職員は正しい手続きをしてきたんです。

ところが今の皆さんは、相変わらず改正地方自治法の前の行政財産は目的外使用しかないという言い方で、そういう目で見ているものだから、そこの目的外使用で面積を計算するのであれば、目的外使用上の規定がありますよね。計算式が。それでやったら金額が少ないじゃないか。違法に安価にやっているって言いますがけれども、私権が設定されるようになったんですから。地方自治法の改正で。私法上の権利が設定されるということは、市営住宅の賃貸契約と一緒になんですよ。

だから、そうやって契約をしたということについては、目的外使用の面積算定の規程とは別じゃないですか。だから当時、商工会議所は行政の上の人と話をして、この使用料に収まったんだと言いますが、それは民民の契約と一緒にですよ。家賃をどうするかは目的外使用の算定と別なところでやっているんですから、そこはしっかり調査をしないと誤ってしまうと思いますよ。

私は、この当時きちんと県の指摘に沿って職員が手続きをし、財産処分をし、転用をし、私権を設定させて商工会議所と市と賃貸借契約をしたということの手続きは間違っていないです。それは執行部の方が認識を誤っています。

ではなぜ監査が通ったんですか。おかしいでしょう。

△市長（井上久則）

籠山議員は根本的に考え方が間違っているんですよ・・・・・・・・

（籠山恵美子議員「いいえ間違っていないですよ。県も国も間違っているということですよ」と発言あり。）

これはですね、県も国も正しいんですよ。県や国は神岡町公民館を作る、公民館を作るために補助金を出したんですよ。それを目的を変えたんですね。公民館でないように変えた。一部を。

そうすると国や県が補助金を出すための理由がなくなったものですから、その部分は補助金を返還しなさいよと言われます。そうすると、一旦補助金を返しますと、県も国もその部分は補助金を返してもらったんだから、自由に使ってもいいですよと。公民館でありませんよというふうに当たり前なんですよ。

しかし、その公民館を公民館として指定するのはあくまでも市なんです。条例を見れば分かるんですよ。条例で公民館として指定をしているんですよ。その部分を貸出ししているんですから目的外で貸出しをしているということを言っているのであって、その補助金の適正化法と、なんと言うかごちゃごちゃになっているんですよ。頭が。分けてもらわないと、なんでもそうなんです。道路でもそうですし水路でもそうです

し、みんな同じことなんです。補助金には出す理由があるんですよ。その理由を外れれば戻せというのが国の、それは会計検査があって発覚することであって、それは何でもあるんですよ。それを補助金適正化法と今の行政財産の公民館法とはごっちゃにするとややこしい話になってしまうものですから、籠山議員の頭になってしまうんですよ。この辺は解釈を変えてもらわないと困るということでございます。

○委員（籠山恵美子）

違いますよ。公民館だろうとか福祉会館とか、その概念としてどういう建物にするかということでの賃貸者契約とか目的外使用ということが地方自治法に書かれているんじゃないんです。行政財産か普通財産か、この2つのことについての貸し付け、あるいは目的外使用。地方自治法は、そういうことの規定ですよ。

例えばですね、法律事務所のいろんな参考例の判例がありますけど、庁舎の一部にファーストフード店を設置することができるかというのは財産処分をして、今回のこの問題のように転用すればファーストフード店だって庁舎の中にできるんですよ。建物の中に一部貸し付けですからできるんです。その空間だけは庁舎じゃないんですよ。ファーストフード店なんですよ。そういうふうに地方自治法が改正されて緩和されているんです。そのことの認識がないから、相変わらず目的外使用だなんだかんだ公民館だからって言うけれど、概念としては分かりますよ。

ですけど、行政の手続きというものは行政財産をどうするか、普通財産をどうするか、そこで手続きが行われていくんですから、国と県と私の考えは一緒なんですよ。市の方の考え方が誤っています。分かりますか。

□副市長（白川修平）

この件につきましては、籠山議員と考え方が違っているんですが、法律の方だけ1つ申し上げますが、籠山議員がご指摘になられた法律改正、4月1日に行っているんですが同法の施行は数カ月後なんです。だから契約を交わしたときに、まだ法律改正は施行していないというのがまず1点でございます。

それからですね、籠山議員の論理に・・・・・・・・

（籠山恵美子議員「私の意見じゃないって。県の見解なんですよ」と発言あり）

籠山議員が述べられた論理についてということについて申し上げれば、仮に普通財産としても、普通財産だから面積をごまかして安く貸し付けるということとは違うということです。だから、この度の処分は行政財産の処分のことについて処分したわけではなくて、面積をごまかして安く契約したから処分したということなんです。

だから、仮に普通財産であっても当然、行政財産に準じて使用料を徴収しなさいということになっているわけですから、面積をごまかして安く契約したから処分したことであって。だからそこをはき違えないようにしていただきたい。

籠山議員は職員の処分のことを話されましたから、処分で言えば普通財産は当然、行政財産と同じように計算してその中で貸し付けなければならない。それを安く貸し付け

るなら市長に対して適用させて減免をしたいとか、免除したいなら議会の議決を経て市の施設でもいくつかタダで貸し付けていますが、当然、議会の手続きを経て安くしているんです。担当者が自分の思いだけで面積を少なくして安く貸し付けるなんてことはできないんです。だから、そのことについて処分したということです。

○17番（籠山恵美子）

そんな問題じゃないですよ。当時、処分された職員が可哀想だと思うのは、この当時、平成18年から直営に戻すまでの間、賃貸者契約でちゃんとやってきたという事務的手続きは、職員は正しいやり方をしていたんですよ。

代表監査。もしなんなら答えて下さい。なぜこのときに賃貸者契約というような目的外使用の申請もなしに、賃貸者契約でやっていたことがちゃんと監査が通ったんですか。

□代表監査委員（福田幸博）

監査はですね、時間的・人的制限がございまして、個別的なところまでは監査できないのが現状でございます。

○17番（籠山恵美子）

私は直営に戻してからどうするかは、そのことは論じておりません。それは政策転換で市長が直営でやりたい、生涯学習を充実させたい、政策転換によって出ていってくださいますというのはありでしょ。それは。

でも、その前までは様子が違ったんですから。だから、事務的手続きが当時の法律に照らしてきちんとやられていたかどうかはきちんと見て、その分は職員がちゃんとまじめに手続きをしていた。あるいは、そうではなかったということは公正にやってください。お願いします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

#### ◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。

（ 散会 午後2時55分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（2番）

中嶋 国則

飛騨市議会議員（3番）

田中 清安